

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 国道 1 3 8 号山中湖自転車歩行者道設置他工事

国土交通省 関東地方整備局
甲府河川国道事務所 道路管理第二課

工事数量総括表

工事名	R 8 国道 1 3 8 号山中湖自転車歩行者道設置他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路修繕 (山中湖地区)		式		1		
道路土工		式		1		
掘削工 (ICT)		m3		1		
掘削 (ICT)	土砂 片切掘削	m3		380		
土砂等運搬 仮置場～現場	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	m3		670		
積込 (ルース)	土砂 土量50,000m3未満	m3		670		
路体盛土工		m3		1		
路体 (築堤) 盛土	2.5m未満	m3		320		
路体 (築堤) 盛土	2.5m以上4.0m未満	m3		140		
路体盛土工 (ICT)		m3		1		
路体 (築堤) 盛土 (ICT)		m3		480		

工事数量総括表

工事名	R 8 国道 1 3 8 号山中湖自転車歩行者道設置他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
法面整形工 (ICT)		式		1		
法面整形 (切土部) (ICT)	れ質土、砂及び砂質土、粘性土	m2		4		
法面整形 (盛土部) (ICT)	法面締固め無し	m2		660		
舗装工		式		1		
アスファルト舗装工		式		1		
凍上抑制層	再生クラッシャー RC-40 仕上り厚 450mm	m2		1, 140		
路盤	再生クラッシャー RC-40 仕上り厚 100mm	m2		1, 140		
排水構造物工		式		1		
作業土工		式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
土砂等運搬 現場～仮置場	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 国道 1 3 8 号山中湖自転車歩行者道設置他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
作業土工 (ICT)		式		1		
床掘り (ICT)	土砂	式		1		
側溝工		式		1		
プレキャストU型側溝	300B	m		213		
側溝蓋		枚		8		
管渠工		式		1		
ヒューム管 (B形管)	外圧管1種	m		13		
ヒューム管 (B形管)	外圧管1種	m		18		
集水桝・マンホール工		式		1		
現場打ち集水桝 B500-L500-H600	現場打材 18-8-25 (高炉) 法面作業補正無	箇所		1		
現場打ち集水桝 B700-L700-H600	現場打材 18-8-25 (高炉) 法面作業補正無	箇所		2		

工事数量総括表

工事名	R 8 国道 1 3 8 号山中湖自転車歩行者道設置他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
蓋	500×500用	枚		1		
蓋	700×700用	枚		2		
縁石工		式		1		
縁石工		式		1		
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	両面 180/230×250×600 (B)	m		85		
地先境界ﾌﾞﾛｯｸ	A種 (120×120×600)	m		674		
ｶﾙﾊﾞｰﾄ工		式		1		
場所打函渠工 (構造物単位)		式		1		
函渠	内幅 4m 内高 2.4m 24-12-40 (高炉)	m3		59		
法面工		式		1		
植生工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 国道 1 3 8 号山中湖自転車歩行者道設置他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
張芝	張芝工 500m2以上 高麗芝	m2		670		
多自然護岸工		式		1		
かごマット(スロープ 型)	t=30cm 亜鉛アルミメッキ 割栗石 径5～15cm	m2		249		
構造物撤去工		式		1		
道路付属物撤去工		式		1		
車止めポスト撤去	車線分離標 (ラバーポール)	箇所		1		
構造物取壊し工		式		1		
コンクリート構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	m3		13		
運搬処理工		式		1		
殻運搬 現場～処分場	コンクリート殻(鉄筋)	m3		13		
殻処分	コンクリート殻(鉄筋)	m3		13		

工事数量総括表

工事名	R 8 国道 1 3 8 号山中湖自転車歩行者道設置他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
現場発生品運搬	クッショントラム、車止めポスト	t		2.52		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
技術管理費		式		1		
システム初期費 (ICT)		式		1		
道路施設基本データ作成費用		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 国道 1 3 8 号山中湖自転車歩行者道設置他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 国道 1 3 8 号山中湖自転車歩行者道設置他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路修繕 (富士河口湖地区)		式		1		
区画線工		式		1		
路面標示工		式		1		
矢羽根型路面標示 夜間	高輝度反射貼付式 750×1500 溶融噴 射式紙型枠工法	箇所		300		
ビクトグラム 夜間	溶融貼付式シート(自転車マーク+矢印) 75 0×2200	箇所		60		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 夜間		式		1		
交通誘導警備員 夜間		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 国道 1 3 8 号山中湖自転車歩行者道設置他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

R 8 国道 1 3 8 号山中湖自転車歩行者道設置他工事

特記仕様書

令和 8 年 2 月

**関東地方整備局
甲府河川国道事務所**

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書（令和7年度版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、**別紙－1**「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者等（契約書第10条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、次に掲げる基準を満たす者を専任で配置することとする。

（1）主任技術者は、1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木）、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

- ① 1級建設機械施工技士の資格を有する者
- ② 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業農村工学」又は「森林－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者
- ③ 2級建設機械施工技士の資格を有する者
- ④ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ⑤ 本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者

（2）監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりである。

- ① 1級建設機械施工技士の資格を有する者
- ② 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業農村工学」又は「森林－森林土木」とするもの

に限る。)) の資格を有する者

③これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

第3条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。
 - （1）建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、専任特例2号の場合の監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （3）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （4）同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認めら

れるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

- (5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は山梨県内の工事ではない。
 - (6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- 2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
 - 3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
 - 3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）
 - 4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項（5）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。
 - 5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第5条 コリンズ（CORINS）への登録

- 1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
- 2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り

下げを行うものとする。

3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第6条 コリنز（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1－1－1－7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD 2024）に準拠する。

起点 山梨県南都留郡山中湖村山中地先
緯度 35° 25′ 5″ 経度 138° 51′ 22″
終点 山梨県南都留郡山中湖村山中地先
緯度 35° 24′ 59″ 経度 138° 51′ 29″

第7条 コリنز（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1－1－1－7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

1. 工事内容

本工事は、一般国道 138 号山中湖自転車歩行者道整備のほか、富士吉田国道出張所管内の交通安全対策工事を行う工事である。

第8条 コリنز（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1－1－1－7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

コリنزへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	テクリス番号
R2 甲府河川国道交通対策設計業務	4041026706
R5 甲府河川国道交通対策設計業務	4053505878
R7 甲府河川国道交通対策設計業務	4059279451

第9条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社 印



注意1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意2）所属会社の写真とする。

第10条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

- （1）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
- （2）受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- （3）工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は甲府河川国道事務所のホームページにより公表する。
- （4）低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。別紙様式－１

資 料 名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第１１条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第１２条 工事書類の作成

- 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和７年３月）」に基づき実施するものとする。
- 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和７年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
- 「工事関係書類一覧表」（**別紙様式－１**）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
- 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１３条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示と

し、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によるものとする。

第 14 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 6 年 3 月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.6）
令和 6 年 3 月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザー ID 数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第 15 条 設計・施工技術連絡会議(三者会議)の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前

等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」） 運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第 16 条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第 17 条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第 18 条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第19条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

1. 本工事における設計変更や契約変更は書面にに基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
2. 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第20条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第21条 契約変更手続きの透明性を確保するための第三者による適正性チェックの試行

1. 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。
2. 第三者による適正性チェックの実施は、発注者が対応するものとし、実施にあたっては、既存資料等による実施に努め、過度な資料作成は行わないものとする。

第22条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合に

は、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第 2 3 条 工事現場発生品

1. 富士吉田出張所管内から発生する現場発生品の引き渡し場所は、富士吉田国道出張所とする。
2. 現場発生品は下表の通りとする。

品目	規格	単位	数量	運搬距離	摘要
クッションドラム		個	14	10km	山中湖 自歩道
車止めポスト		箇所	1	10km	山中湖 自歩道

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。

第 2 4 条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領 (土木)

1. 再生資材の活用

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	凍上抑制層 路盤

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

2. 特定建設資材の分別解体等の再資源化等

- ① 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成 12 年法律第 104 号最終改正 令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程毎の作業内容及解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他（舗装版破砕・構造物取壊し）	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	摘要
コンクリート殻(鉄筋)	(株)土手影建設 富士河口湖 リサイクルプラント	山梨県南都留郡 富士河口湖町小立5065	山中湖自歩道

上記(2)については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

(3) 受入時間

(株)土手影建設 富士河口湖リサイクルプラント 8時00分～17時00分

- ② 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3. その他

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 2 5 条 建設リサイクル法第 11 条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第 2 6 条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第 1 編 3－3－3 配合」に従うものとする。

第 2 7 条 工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第 2 版）（国土技術政策総合研究所資料、平成 20 年 12 月）に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第 28 条 工事完成図の作成、納品

1. 完成図等の作成について

受注者は、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料、平成 20 年 12 月）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。

受注者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で出力資料を含む（別紙等での提出も可能）電子データを提出しなければならない。

2. 提出資料

【電子データ（C D 入り）】

- ・ 完成平面図 SXF データ（.P21）
- ・ 完成縦断図 SXF データ（.P21）
- ・ 完成平面図：属性 XML データ（拡張子 .saf）

【出力資料（道路工事完成図等作成要領 p73 参照）】

- ・ チェック結果記録
- ・ 完成平面図
- ・ 完成縦断図
- ・ 「完成平面図」チェック結果記録
- ・ 道路工事完成図等チェックプログラム結果ログ

なお、作成に関する費用については、当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第 29 条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和 7 年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和 7 年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、I C T 活用工事実施要領(令和 7 年 3 月改定)の関連要領等一覧（U R L 「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第30条 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」

（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア（一社）施工管理ソフトウェア産業協会<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和6年3月）による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2. に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第31条 ICT活用工事（土工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

2. 定義

（1）i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

（2）ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICTを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。

対象は、土工を含む工事とする。

① 3次元起工測量

- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

ただし、土工数量1,000 m³未満における起工測量にあたっては、作業量・現場状況等を考慮して上記1)～7)以外の従来手法による起工測量を実施してもICT活用工事とする。

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための

3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1 測量機器検定基準2－6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、上記の5)～8)による出来形管理を実施するものとする。なお、監督職員と協議のうえ上記1)～4)の他、以下9)～10)による出来形管理を実施してもよい。

9) モバイル端末を用いた出来形管理

10) 地上写真測量を用いた出来形管理

第32条 ICT活用工事（法面工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT 施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する ICT 活用工事の対象工事である。

2. 定義

(1) i-Construction とは、ICT 施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けて ICT 施工技術を活用した工事（ICT 活用工事）を実施するものとする。

(2) ICT 活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT 施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事では、以下①②④⑤の段階で ICT 施工技術を活用することを ICT 活用工事とする。

対象は、法面工等を含む一般土木工事とする。

- ① 3 次元起工測量
- ② 3 次元設計データ作成
- ③ 該当なし
- ④ 3 次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3 次元データの納品

3. 受注者は、ICT 施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記 4～8 により ICT 活用施工を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①②④⑤の段階で ICT 施工技術を活用することとし法面工等の施工範囲の全てで適用することとし、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICT 施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3 次元起工測量

受注者は、3 次元測量データを取得するため、以下 1)～7) から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

但し、法面工等の関連施工として ICT 土工等が行われる場合、監督職員と

の協議の上、その起工測量データを活用することができるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) T S 等光波方式を用いた起工測量
- 6) T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) R T K－G N S Sを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注 図を用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合もＩＣＴ活用工事とする。

また、3次元設計データ作成はＩＣＴ土工等と合わせて行うが、ＩＣＴ法面工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データの作成は必須としない。

③ 該当なし

④ 3次元出来形管理等の施工管理

(1) 出来形管理

法面工等の施工管理において、以下1)～7)の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) T S 等光波方式を用いた出来形管理
- 6) T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) R T K－G N S Sを用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記１）～
７）のＩＣＴ施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計
測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用する
などして出来形管理を行っても良い。

⑤ ３次元データの納品

- ５．①②④により作成した３次元データを、工事完成図書として電子納品する。
- ６．上記５．①②④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が
調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものと
する。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に
監督職員と協議するものとする。
発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤ
データを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効
と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施
工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
- ７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、
出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づ
き算出した結果とする。
- ８．本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督
職員と協議するものとする。

第３３条 ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘工））について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ施
工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計
図書の照査、施工、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類につ
いて３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．ＩＣＴ活用工事

- （１）i-Construction とは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、
施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場の
プロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、受注者の希望に
より、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）
を実施するものとする。
- （２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技
術を全面的に活用する工事である。また、本工事においては、次の①（選

択) ②③⑤の段階で I C T 施工技術を活用することを I C T 活用工事とする。

対象は、作業土工（床掘工）を含む工事とする。

- ① 起工測量（選択）
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T 建設機械による施工
- ④ 該当なし
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された作業土工以外の工種に、I C T 施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～6によりI C T 施工技術の活用を行うことができる。

4. I C T 施工技術を用い、土工について以下の施工を実施する。

- ① 起工測量（選択）

受注者は、起工測量にあたって、従来手法による起工測量またはI C T 施工技術を用いた起工測量を選択できるものとし、作業土工以外の工種で取得した3次元起工測量データがある場合は、積極的に活用するものとする。

I C T 施工技術を用いた起工測量としては、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数選択可）して測量を行うことができるものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) T S 等光波方式を用いた起工測量
- 6) T S （ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) R T K - G N S S を用いた起工測量

- ② 3次元設計データ作成

受注者は、4. ①で得られたデータと発注者が貸与する発注図データを用いて、I C T 建設機械による施工を行うため、3次元設計データを作成する。

- ③ I C T 建設機械による施工

4. ②で作成した3次元設計データを用いて、作業に応じて以下に示すI C

Ｔ建設機械を選択して施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和５年３月３１日 国土交通省告示第２５０号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械※

※ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

但し、現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④ ３次元出来形管理等の施工管理

作業土工であるため、該当しない。

⑤ ３次元データの納品

４．②により作成した３次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

ただし、１－３①において、３次元起工測量を実施した場合は、取得した３次元測量データも３次元データ納品の対象とする。

- ５．上記４．①（選択）②③の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

6. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第34条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第35条 ICT活用工事の費用について

1. ICT活用工事（舗装工）

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工及び付帯設備設置工に関するICT施工技術の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

- ・ICT活用工事（舗装工）積算要領

なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」の費用計上の考え方は以下のとおりである。

- （1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

- （2）3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法について

は、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

- ・ 共通仮設費率補正係数：1.4

- ・ 現場管理費率補正係数：1.2

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1) 2) とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工以外の工種に関するICT活用について発注者へ提案・協議を行う。また、舗装工についてもICT活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ICT活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

2. ICT活用工事(法面工)

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにICT活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の（1）（2）により費用を計上することとする。

- ・ ICT活用工事（法面工）積算要領

- （1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計

データの作成費用」は計上しないものとする。

(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、3次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、法面工（ICT）と同時に実施する土工（ICT）等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

- ・ 共通仮設費率補正係数：1.4

- ・ 現場管理費率補正係数：1.2

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、以下の5)～7)による出来形管理を実施した場合は、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。

- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理

- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

3. ICT活用工事(作業土工(床掘工))

1. 受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施

工計画書の提出を含む）までに、作業土工(床掘工)及び作業土工(床掘工)以外の工種に関するＩＣＴ活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下の積算要領により費用を計上することとする。

- ・ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘工））積算要領

ただし、監督職員の指示に基づき、３次元起工測量を実施するとともに３次元設計データの作成を行った場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。

２.施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３６条 ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査

ＩＣＴ活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第３７条 BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、３次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注社で協議し実施する。

１．BIM/CIM 適用工事について

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- １）工事概要

- ２）整理すべき課題

- ３）BIM/CIM の実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等）

- ４）３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成さ

れた 3 次元モデルの仕様等)

- 5) 3 次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3 次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- 7) 3 次元モデルの作成・活用に要する費用

2. BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

- 8) 後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、2 次元図面との整合等）
- 9) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3 次元での検討により省人化した効果等）

3. 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
- 2) BIM/CIM 実施報告書（3 次元モデル作成引継書シート、3 次元モデル照査時チェックシートを含む）
- 3) 作成した 3 次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

5. その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト

(<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>)

で提供されているので、適宜参照すること。

第 38 条 DX データセンターの使用

本工事は DX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

3 次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用する DX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DX データセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DX データセンターの詳細については、DX データセンターの参考資料(<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>) 及びポータルサイト

(<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>) を参照すること。

第39条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付

属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／施工箇所までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／施工箇所より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記 2. の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第 40 条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和 7 年度における重点的安全対策項目は以下の 7 項目である。

- Ⅰ. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- Ⅱ. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- Ⅲ. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- Ⅳ. 足場・法面等からの墜落事故防止
- Ⅴ. 地下埋設物の損傷事故防止
- Ⅵ. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- Ⅶ. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資

格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ① 労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ② 労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（令和 6 年 2 月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
 4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
 5. 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。
 6. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	交通整理員（延べ人数）	備考
山中湖地区	昼間作業	303 人 （うち有資格誘導員 101 人）	交代要員含む
富士河口湖地区	夜間作業	18 人 （うち有資格誘導員 6 人）	交代要員含む

7. UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量における UAV の使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・平成 28 年 3 月）に基づいて UAV 等を使用すること。

第 4 1 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。
 - （1）真夏日の定義

日最高気温が30度（℃）以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上の場合とする。

（2）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

- ① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25度（℃）以上の場合。施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25度（℃）以上となる日を、真夏日とみなす。
- ② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度（℃）以上の場合。施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30度（℃）以上の日を、真夏日とする。
- ③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上の場合。施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上、又はWBGTが25度（℃）以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（3）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（4）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（5）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

（6）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正值（％）＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：1. 2

第42条 安全管理推進技術査等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第43条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第44条 路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第45条 交通規制日数の報告

現道上での(改築・維持修繕)工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第46条 環境対策

1. 特定調達品目の調達実績の調査について

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

2. 低騒音型建設機械の使用について

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機第58号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第47条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第48条 特殊車両通行許可関係図の確認及び提出

共通仕様書 1-1-1-36 交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
- ② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
- ③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-1-39 官公庁等への手続等第3項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第49条 通行許可等

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第 5 0 条 現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - (1) 仮設備関係
緑化・花壇等を実施するものとする。
 - (2) 営繕関係
現場事務所、現場休息所の快適化を実施するものとする。
 - (3) 安全関係
工事標識・照明等安全施設のイメージアップを実施するものとする。
 - (4) 地域連携
デザイン工事看板(各工事 P R 看板含む)を実施するものとする。
2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の 50%を上限として設計変更の対象とする。

第 5 1 条 工期

1. 工期は、雨天、休日等 2 5 日を見込み、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の日数を見込んでいる。

① 準備期間	5 0 日間
② 後片付け期間	2 0 日間
③雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数）	0. 69
④年末年始抑制期間	令和 7 年 12 月下旬 ～令和 8 年 1 月上旬

2. 著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することがで

きる。

4. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-16により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和8年12月25日まで

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第52条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第53条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適

切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。

2. 工事契約後、設計審査会等において、「第 54 条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（**別紙－2**）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第 5 4 条 週休 2 日制適用工事

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休 2 日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休 2 日制適用工事（完全週休 2 日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休 2 日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休 2 日に取組むものとする。

2. 週休 2 日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休 2 日

①完全週休 2 日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休 2 日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止し

ている期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。
完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する

第55条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。
工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。
なお、本工事の降雨降雪日は、甲府観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。
2. 本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第56条 施工時期及び施工時間の変更

1. 本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	作業時間
昼間作業	山中湖自歩道	8：00～17：00
夜間作業	路面標示工	22：00～5：00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。
ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

2. 本工事は下記に示す1)、2)の内容等について関係機関と協議中である。

1) (1) 協議内容

自然公園法

(2) 協議機関

環境省

(3) 協議箇所

山梨県南都留郡山中湖村山中地先

(4) 制約を受ける施工内容

道路土工、舗装工、排水構造物工、縁石工、カルバート工、法面工

(5) 協議成立見込み時期

協議の成立見込み時期等は、下記のとおりである。

令和8年5月末

2) (1) 協議内容

河川法

(2) 協議機関

山梨県

(3) 協議箇所

山梨県南都留郡山中湖村山中地先

(4) 制約を受ける施工内容

道路土工、舗装工、排水構造物工、縁石工、カルバート工、法面工

(5) 協議成立見込み時期

協議の成立見込み時期等は、下記のとおりである。

令和8年5月末

第57条 概算・概略数量

1. 本工事は、概略数量を示したものであり詳細については、監督職員の指示によるものとする。
2. 山中湖地区の詳細設計については、現在別途行われているところであり、この成果の引き渡しは令和8年4月末とする。
3. 富士河口湖地区の施工箇所の詳細については、監督職員の指示によるものとする。

第58条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
- 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第59条 新技術の活用（施工者選定型）

- 1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
- 2. 本工事において、第60条新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
- 3. 受注者は、選定した新技術が第60条新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
- 4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計

変更の対象としない。

5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 60 条 建設現場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注間にて協議の上、適用する工種・各員項目を選定すること

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行なうものとする。
- ② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に

登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（２）動作撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮すること。

（３）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用カメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、いずれのシステムを利用してよい。

（４）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行なうものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（５）フォローアップ調査

工事完了時に**別紙様式－４**を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。

（６）費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にはリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合には、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（７）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行なった場合

は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第61条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施について

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領案（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

（1）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（2）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（3）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（4）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（5）費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

（6）不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 6 2 条 契約後 V E 方式

1. 定義

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. V E 提案の意義及び範囲

- （1） 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

(2) 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。

1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. V E 提案書の提出

(1) 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書(別紙様式－5～8)に記載し、発注者に提出しなければならない。

1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由

2) V E 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

4) 発注者が別途発注する関連工事との関係

5) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項

6) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

(2) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

(3) 受注者は、前項の V E 提案を契約の締結日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

(4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. V E 提案の審査

提出された V E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. V E 提案の採否等

V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後 14 日以内に書面(別紙様式－9)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. V E 提案を採用した場合の設計変更等

(1) V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

(2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要

があるときは請負代金額を変更しなければならない。

(3) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額(以下「V E 管理費」という。)を削減しないものとする。

(4) V E 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

7. V E 提案の活用と保護

評定の結果、当該 V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在

発注者が V E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第 6 3 条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 5 8 条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評価

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第 6 4 条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第 6 5 条 施工箇所が点在する工事

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、山中湖村(自歩道)、富士河口湖町内(路面標示)で施工を行う工事である。

第 6 6 条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第 6 7 条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第 6 8 条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の 促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号 最終改正令和 3 年 9 月 1 日）第 15 条 3 項により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により

「閲覧」し、点検する。

7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第69条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第70条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定型工事」の対象である。

2. 書類限定型工事とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類含む）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料

④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第71条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 個人情報の取扱いについて

第72条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第73条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第74条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第75条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理する

ための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第 7 6 条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第 7 7 条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱を伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 4 号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第 7 8 条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第 7 9 条 資料等の返却等

1. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－3）を発注者に提出しなければならない。
2. 前項の既定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）にて準用する。

第 8 0 条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができ

る。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第 8 1 条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第 8 2 条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第 3 章 土工

第 8 3 条 建設発生土の受入地

1. 発生土の受け入れ場所は、山梨県南都留郡山中湖村山中地内(盛り土仮置き場) (運搬距離580m)とする。
2. 発生土の受け入れ条件は、次のとおりとする。
 - 1) 捨土の種類 土砂
 - 2) 受け入れ時間 昼間
3. 搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
4. 工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 8 4 条 掘削工

構造物の床掘りにより、発生した土砂は、埋戻し等に利用するものとする。

第 4 章 無筋・鉄筋コンクリート

第 8 5 条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	粗骨材の 最大寸法	スランプ	水セメント比	呼び強度	セメントの種類
管渠工 集水桝・マンホール工	25(20)mm	8±2.5cm	共通仕様書に よる	18N/mm ²	高炉セメント B 種
縁石工	25(20)	8±2.5cm	共通仕様書に よる	18N/mm ²	高炉セメント B 種
カルバート工	40	12±2.5 cm	共通仕様書に よる	24 N/mm ²	高炉セメント B 種

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成 14 年 8 月一部改正）により行うものとする。

第 8 6 条 配 合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

1. 仮設構造物(建設後数年の内に撤去するもの。)
2. 最大高さ 1m 未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
3. 管(函)渠等(φ 600 未満、600mm×600mm 未満)の構造物。
4. 道路照明、標識、防護柵等の構造物。
5. 耐久性を期待しない構造物。

第 8 7 条 モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は普通ポルトランドセメントでセメント量は 530 kg/m³（または 1：3）とする。

第 8 8 条 コンクリート型枠の取り外しにおける型枠穴の補修について

型枠セパレータで除去タイプのコーンを用いる場合は、セパレータ端部が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。

また、モルタル等による型枠穴孔の補修を行う場合は、専用コテ等で入念に仕上げる。

型枠穴孔の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しなければならない。

第5章 土木工事材料

第89条 芝（姫高麗芝、高麗芝、野芝、人口植生芝）

芝は高麗芝(国産種)とする。

第6章 一般施工

第90条 かごマット工

かごマット工で使用する線材は、被覆鉄線とする。

第7章 舗装工

第91条 材料

粒状路盤材クラッシャーランは RC40 とする。

第8章 その他

第93条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第94条 道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

1. 道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付属物および付属施設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I.T.V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
構造物	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路BOX等		E220	CAB電線共同溝
	D090	横断BOX等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標（反射式）		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標（自光式）		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

2. 道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。
3. 道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。
4. 道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、CORINS 登録時の「工事契約コード番号」とする。
5. 道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。
 - ① 道路施設台帳作成総括表
 - ② 道路施設基本データ総括表
 - ③ 道路施設基本データ一覧表
 - ④ 道路施設台帳チェックシート
 - ⑤ 「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
 - ⑥ 「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
 - ⑦ 工事数量総括表

第95条 「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 9 6 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第 9 7 条 相談窓口の設置

本工事は、受注者との相互理解を深めるコミュニケーションの向上を図ることを目的として、作業状況、安全対策、工期設定や必要経緯費等について相談窓口を設置している。

相談窓口を希望する場合は、以下に問合せを行うこと。

相談窓口：道路担当副所長

電 話：055-252-5491（代）

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	☐ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ☐ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ☐ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 ☐ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ☐ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 53 条 第 53 条
用地関係	☐ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 ☐ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 ☐ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 ☐ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	☐ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 ☐ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 ☐ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 ☐ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	
安全対策関係	☐ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 ☐ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 ☐ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 ☐ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第 42 条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 ☐ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 ☐ 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 ☐ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 ☐ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 ☐ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	
仮設備関係	☐ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 ☐ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 ☐ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	■ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 □ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第 85 条 第 24 条
工事支障物件等	□ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 □ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	□ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 □ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	□ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 ■ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 □ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 □ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 □ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 □ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 □ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 □ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 □ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	第 23 条

概略工事工程表

工事名：R8国道138号山中湖自転車歩行者道設置他工事

工 種		単位	数 量	令和8年度								備考
				5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
準備		式	1									・50日間
【山中湖地区】												
構造物撤去工		式	1									(1pt)
法面工		式	1									(1pt)
道路土工		式	1									(1pt)
舗装工		式	1									(1pt)
排水構造物工		式	1									(1pt)
縁石工		式	1									(1pt)
カルバート工		式	1									(1pt)
【富士河口湖地区】												
区画線工		式	1									(1pt)
後片付け		式	1									・20日間
制 約 条 件	年末年始、お盆	—										・12月下旬～1月上旬 ・8月中旬
	路上工事抑制	—										・3月
雨休率の適用		準備・後片付けを除く、雨休率(猛暑日補正有り※)を適用 ※補正していない場合は「猛暑日補正無し」と記載										

証明書

工事（業務）名：_____

受注業者：_____

証 明 者：_____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担当者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先1：_____

連絡先2：_____

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。

業務については、「管理技術者」が行うものとする。）

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づ け		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	提出			提示	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子 ☆	紙 ◎	
								受注者	受注者	監督 職員	契約 担当 課	発注 担当 課	受注者 保管					
工事着手前	作成書類 の役割分担	設計 審査会 で 確認	1【事例】 工事のお知らせ(自治会、住民等への周知)	共通仕様書1-1-1-36-7	－		○							○				令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			2【事例】 関係機関(〇〇〇)協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-36-2	－		○							○				令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			3【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	－	○			○									土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出
			4【事例 概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関(〇〇〇)との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	－	○			○									令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			5【事例 概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 占用物件(〇〇〇)の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	－	○			○									令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			6【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	－		○			○								令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			7【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正(構造計算の伴うものや大幅な修正)	共通仕様書1-1-1-15	－	○			○									令和〇年〇月〇日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定。 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する)
	契約図書	設計図書	8 工事請負契約書	－	－	○												
			9 共通仕様書	－	－	○												
			10 特記仕様書	－	－	○												
			11 発注図面	－	－	○												
			12 現場説明書	－	－	○												
			13 質問回答書	－	－	○												
			14 工事数量総括表	－	－	○												
	契約関係書類		15 現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式－1		○				○							
			16 請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式－2		○				○							契約書を作成する全ての工事
			17 工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式－3		○				○							
			18 掛金収納書(電子申請方式)	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号) 共通仕様書1-1-1-41-6	様式－4		○				○							電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
			19 建退共証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－		○						○					
			20 工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－		○						○					
			21 掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－		○						○					
			22 被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－		○						○					
			23 掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－		○						○					
			24 請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式－5		○				○							
			25 VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式－6		○					○						契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
	その他		26 品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-5	様式－7		○			○								契約図書で規定された場合に提出する。
			27 再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-19-4	－		○				○							該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			28 再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-19-5	－		○				○							該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			29 建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○				○							
			30 建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○				○							
	工事書類	1 施工計画	① 施工計画	31 施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	－		○				○						工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。
32 ISO9001品質計画書				特記仕様書	－		○				○							
33 設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)				共通仕様書1-1-1-3-2	－		○				○							
34 工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)				共通仕様書1-1-1-38-1	－		○				○							
35 工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)					－		○				○					設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。		
2 施工体制		② 施工体制	36 施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	－		○				○						・『「施工体制台帳に係る書類の提出について」』の一部改正について(令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号)に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請人の警備業以外は不要	
			37 施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	－		○				○							
			38 作業員名簿	共通仕様書1-1-1-10-1	－		○				○							
施工中	3 施工状況	③ 施工管理	39 工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式－9	○												
			40 工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式－9		○				○							協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要。
			41 工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式－9		○				○							
			42 工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式－9		○				○							
			43 工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式－9		○				○							
			44 工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9		○				○							
			45 材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式－10		○				○							設計図書に記載しているもの以外は材料確認額の提出は不要
			46 材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	－		○						○					設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づ け		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考				
作成 時期	種 別			No.		書 類 名 称	書類作成の根拠	発注者	受注者	指示 受注者	通知 受注者	提出			提示 受注者 保管	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品		電子 ☆	紙 ◎		
												監督 職員	契約 担当 課	発注 担当 課								
施 工 中	工事書類	3 施工状況	③ 施工管理	47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6	様式－11		○					○						・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。		
				48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式－12		○										・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。			
				49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	－		○						○				ASP、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。			
			④ 安全管理	50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	－		○					○						監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。		
				51	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-30	様式－13		○							○				事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。		
				52	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	－		○											事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。		
			⑤ 工程管理	53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式－14		○						○					工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。		
			⑥ 品質管理	54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	－		○											指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。		
	契約関係書類	中間前払金	55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式－15		○					○									
			56	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式－5		○					○									
		完済部分検査	57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式－16		○					○									
			58	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式－17		○					○									
			59	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式－5		○					○									
			60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○					○									
		既済部分検査	61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式－19		○					○									
			62	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7-2	－		○					○							中間技術検査時にも提出する。		
			62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○					○									
			63	請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式－5		○					○									
		修補	64	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式－21		○					○									
		部分使用	65	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式－22		○					○							部分使用がある場合に提出する。		
		工期延期	66	工期延期願	工事請負契約書第18条～22条	様式－23		○					○							工期延期が発生する場合に提出する。		
		支給品	建設機械	67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式－24		○				○								支給品を受領した場合に提出する。	
				68	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式－25		○				○							支給品がある場合に提出する。		
			69	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式－26		○					○							建設機械の貸与がある場合に提出する。		
		現場発生品	70	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式－27		○					○								建設機械の貸与がある場合に提出する。	
			71	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18	様式－28		○					○								現場発生品がある場合に提出する。	
	その他			72	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7	－		○				○								既済部分検査等の際に提出する。	
				73	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2	－		○							○					・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。	
				74	建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○						○							
				75	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○						○							
				76	新技術活用関係資料	特記仕様書	－		○						○							新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
工事完成時	契約関係書類			77	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式－29		○				○									
				78	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式－30		○					○								
				79	請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式－5		○					○								
	工事書類			80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－31		○				○							・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。		
				81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－32		○				○							・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。		
				82	品質証明書	特記仕様書	様式－33		○				○								・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要	
				83	工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8	－		○				○						☆		・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要	
				84	総合評価実施報告書	特記仕様書	－		○				○									総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。
				85	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式－34		○				○									自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。
	工事完成図書			86	工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7	－		○				○				○	☆		・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。		
				87	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7	－		○				○					○	☆		・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。	
	その他			88	再生資源利用実施書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-19-6	－		○					○						該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
				89	再生資源利用促進実施書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-19-6	－		○					○							該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。	
工事 完成 後	その他			90	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-13-5-3	－		○	○									「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。			

別紙様式－２－１

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低 価 格 理 由 の 詳 細 内 容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両(全100台)を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスのない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上りの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式－２－２

【比較表－１】

積算内訳書の比較表

記 入 要 領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。											
工 事 名	〇〇道路改良工事											
工事区分・工種・ 種別	単位	入 札 時					工 事 完 成 時					備 考
		官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請/ 官積 (%)	元請(完成時実績)		官積算(最終)※		元請/ 官積 (%)	
		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		
道路土工	式	1		1			1		1			
地盤改良工	式	1		1			1		1			
法面工	式	1		1			1		1			
カルバート工	式	1		1			1		1			
排水構造物工	式	1		1			1		1			
構造物撤去工	式	1		1			1		1			
仮設工	式	1		1			1		1			
直接工事費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
純工事費	式	1		1			1		1			
現場管理費	式	1		1			1		1			
工事原価	式	1		1			1		1			
一般管理費	式	1		1			1		1			
基礎工	式	1		1			1		1			
工事価格	式	1		1			1		1			

別紙様式－２－３

【比較表－２】

内 訳 書 対 する 明 細 書 の 比 較 表

記 入 要 領	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。													
工 事 名	〇〇道路改良工事													
工事区分・工種・ 種別・細別	単 位	入 札 時						工 事 完 成 時						備 考
		官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53. 6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53. 6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			

【比較表－3】

手持ち資材の比較表(主要資材)

[illegible]

【比較表－4】

[illegible]

【比較表－5】

手持ち機械の比較表(主要機械)

[illegible]

労務者の確保計画の比較表

[illegible]

工種別労務者配置計画の比較表

[illegible]

【比較表－8】

[illegible][illegible]

【諸経費動向調査（工事費）】

[illegible]

工 期 通 知 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	平成 年 月 日
工 事 の 始 期	平成 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 か ら (〇〇〇日間) 平成 年 月 日 まで

※工事の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・ 検尺及び目視確認が可能だったため ・ 確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・ 土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 (選択)	遠隔臨場システムの名称 (自由記述)	遠隔臨場システムのメーカー名 (自由記述)	監督職員P Cとのセキュリティ上の通信可否 (つながる or つながらない)
記入例	パッケージシステム	Generation-eye	(株) Atos	つながらない

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

様式－6 (1)

年月日：

V E 提 案 書

(発注者) 殿

(受注者)

工事請負契約書第19条の2に基づきVE提案書を提出いたします。

工事件名：		連絡者
契約締結日：		氏 名
		TEL
		FAX
VE提案の概要		
注) 記入欄が不足する場合には、様式－6 (1)の2として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

様式－6 (2)

番 号	項 目 内 容
(1) 設計図書の定める内容と、V E 提案の内容の対比	
【現状】 ----- 略図等	【改善案】 ----- 略図等
(2) 提案理由	
(3) V E 提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）	
(4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）	
(5) その他	

様式-6(3)

番 号	項目内容
-----	------

VE提案による概算低減額及び算出根拠

[illegible]

様式－６（４）

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(１) 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(２) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

別紙様式－ 9

号
平成 年 月 日

V E 提 案 採 否 通 知 書

〇 〇 〇 〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長 印

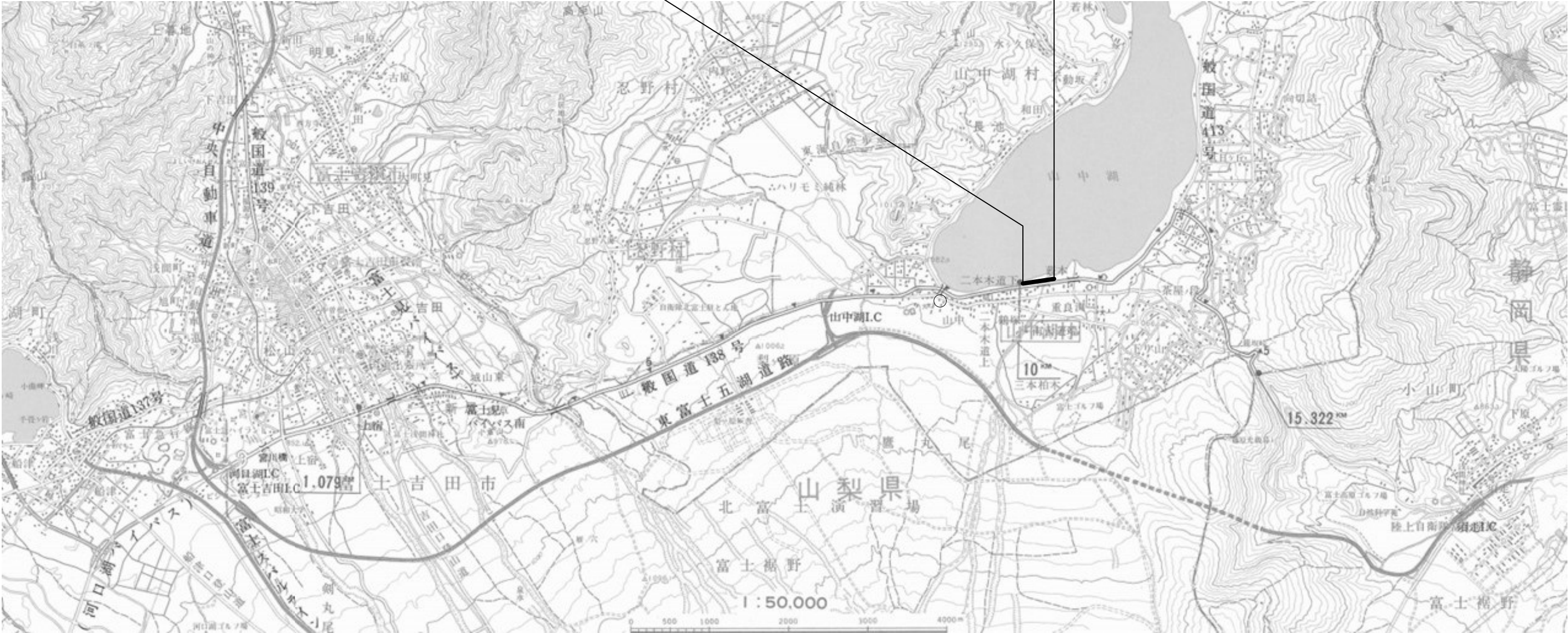
特記仕様書「〇 V E 提案について」に基づき、平成 年 月 日付けで提出された V E 提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 件 名 : 契約締結日 :	V E 提案項目数 : 採用項目数 : 不採用項目数 :	
V E 提案に対する「採否」及びその理由		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円

(注) 採否に関する問い合わせ先

一三八号国道平面図(富士吉田市―山中湖村)

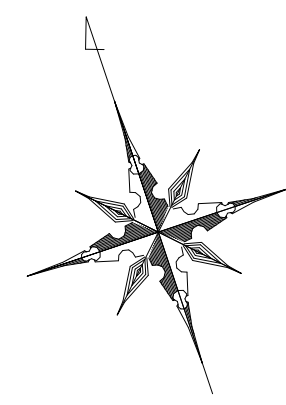
位置図(1) S=1:50,000



工事名	R 8 国道 1 3 8 号山中湖自転車歩行者道設置他工事				
図面名	位置図(1)				
縮 尺	1:50,000	図面番号		28 の 1	
年月日	令和 8 年 2 月 日				
設計会社名	大日本タイヤコンサルタント株式会社 株式会社 片平新日本技研				
所 長	副 所 長	事 業 対 策 官	専 門 調 査 官	担 当	
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所				

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

位置図(2) S=1:25,000



工事終点
43.500kp

R8国道138号山中湖自転車歩行者道設置他工事
(富士河口湖地区)

施工延長 L=1500.0m

工事起点
45.000kp



※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R8国道138号山中湖自転車歩行者道設置他工事		
図 面 名	位置図(2)		
縮 尺	1:25,000	図面番号	28 の 2
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	大日本ダイヤコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

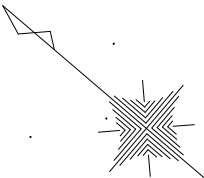
平面図（1） S=1:500

凡 例

(山中湖の最高水位線)

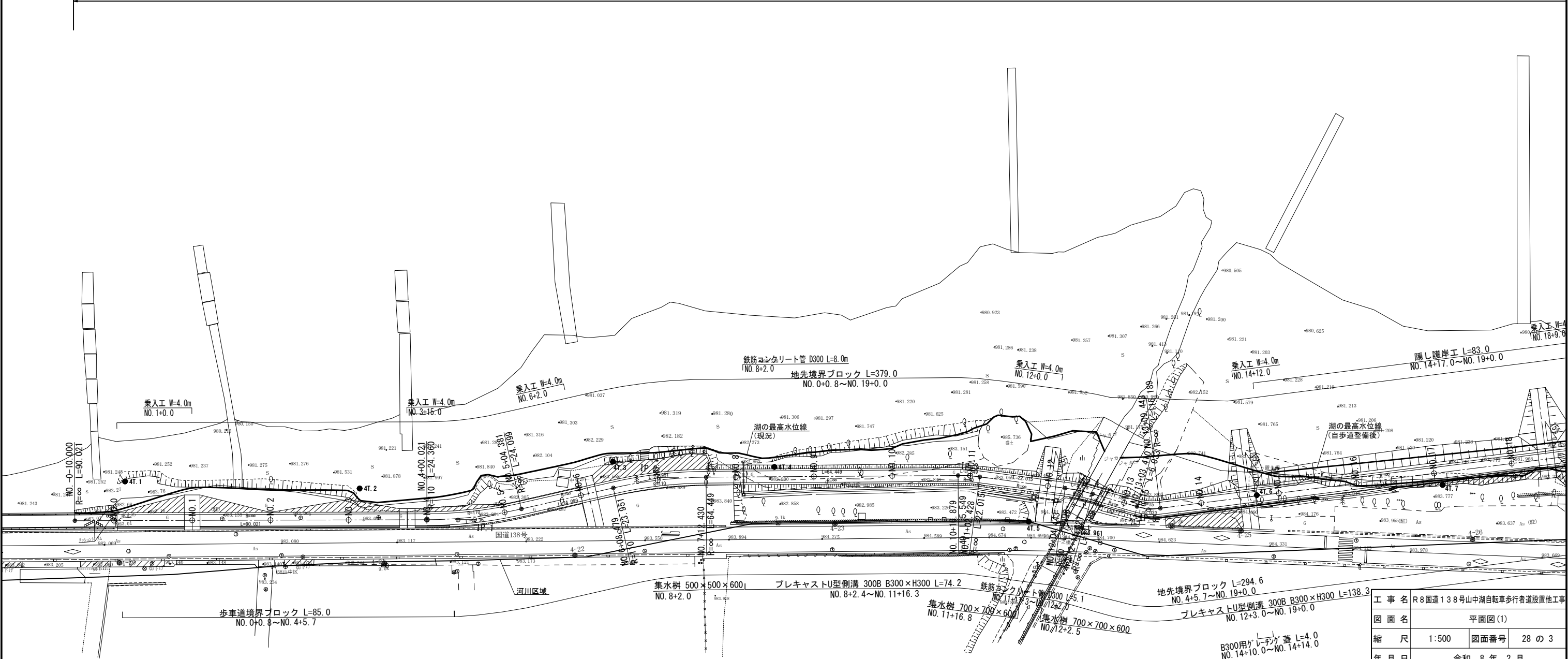
—— 現 況

—— 自歩道整備後



工事起点
NO. 0+0.0

今回施工範囲



※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R 8 国道 1 3 8 号山中湖自転車歩行者道設置他工事		
図 面 名	平面図 (1)		
縮 尺	1 : 500	図面番号	28 の 3
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	大日本ダイヤコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

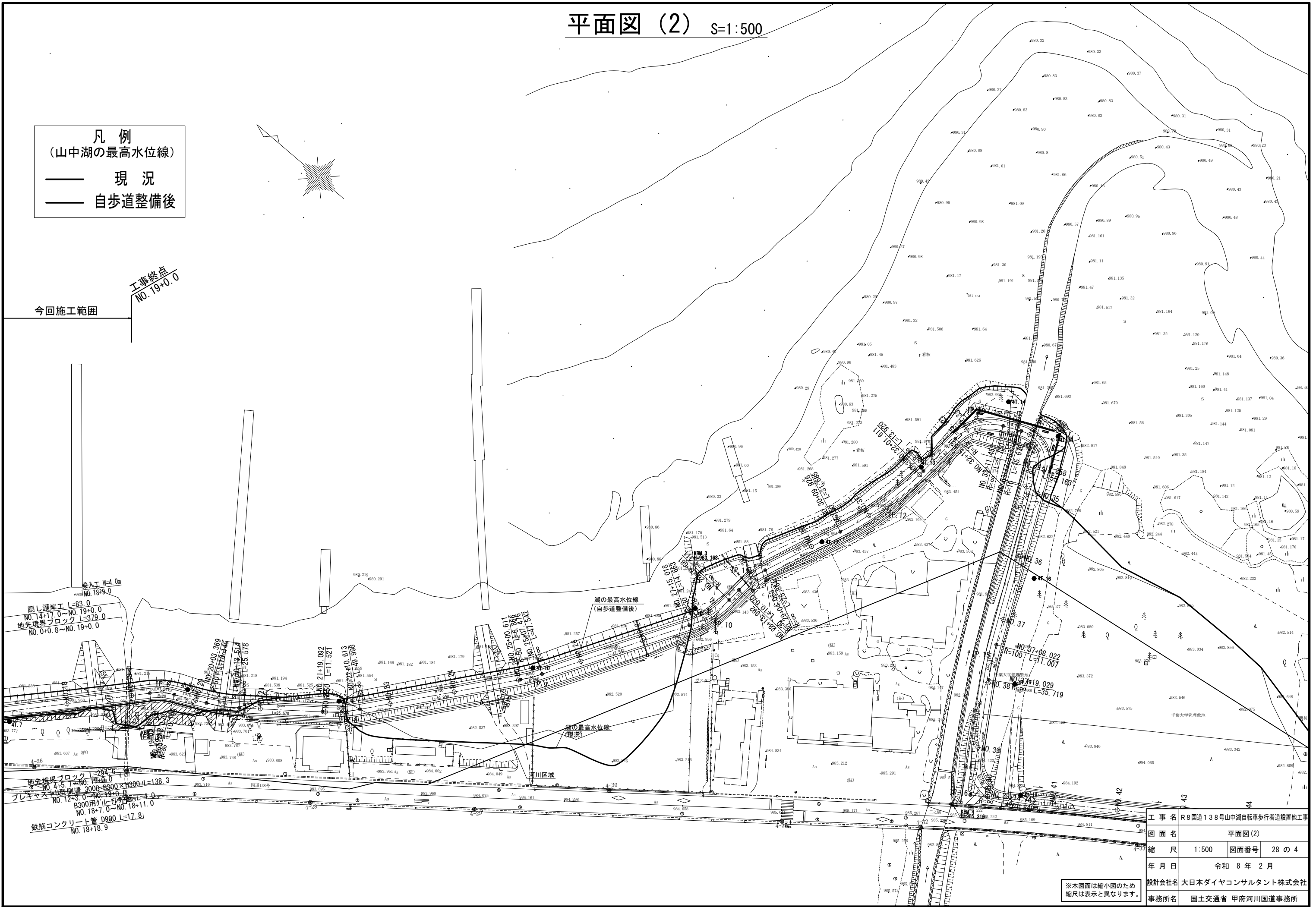
平面図 (2) S=1:500

凡 例

(山中湖の最高水位線)

—— 現 況

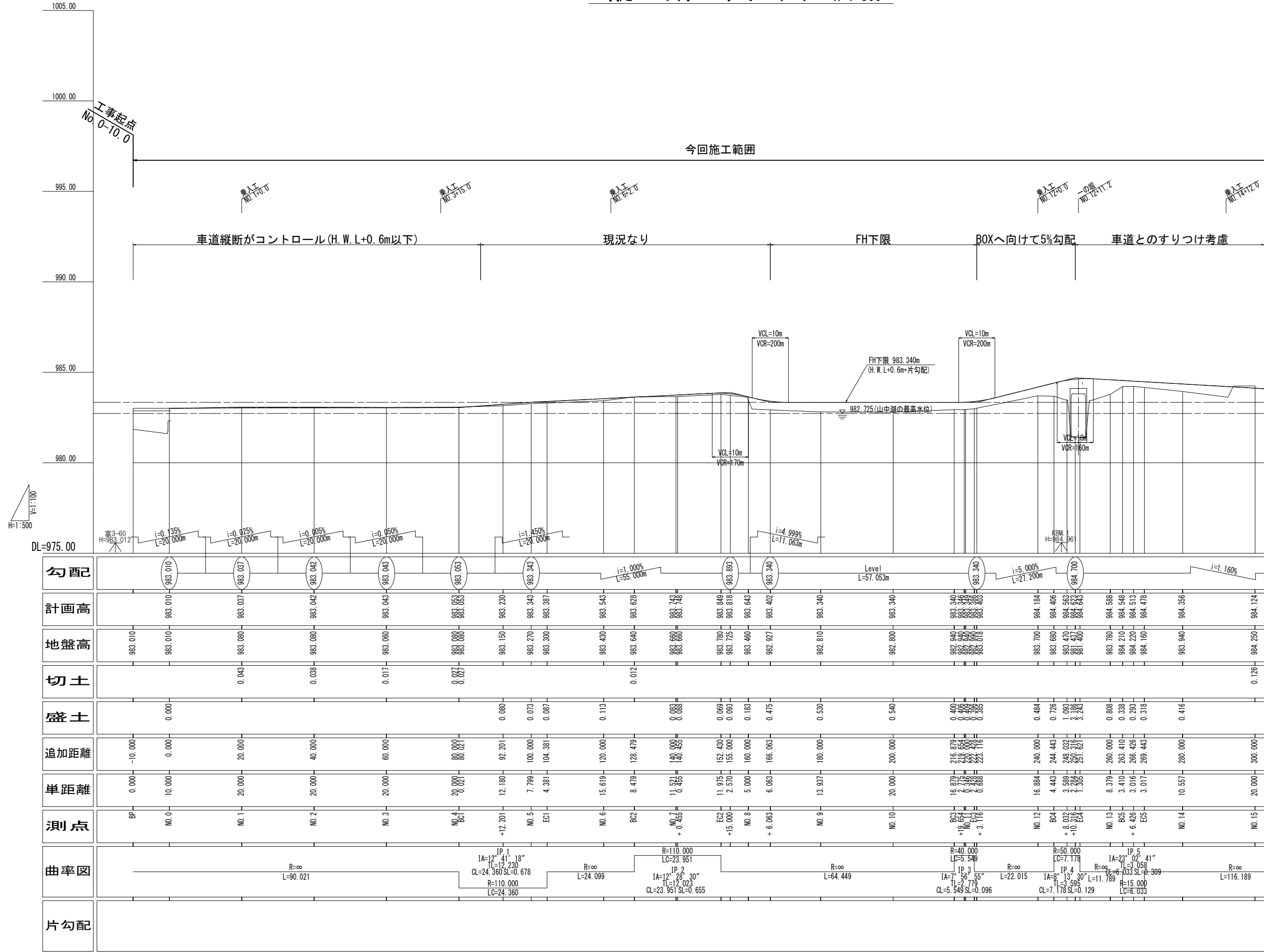
—— 自歩道整備後



工 事 名	R8国道138号山中湖自転車歩行者道設置他工事		
図 面 名	平面図 (2)		
縮 尺	1:500	図面番号	28 の 4
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	大日本ダイヤコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

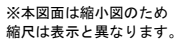
縦断図(1) V=1:100
H=1:500



※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

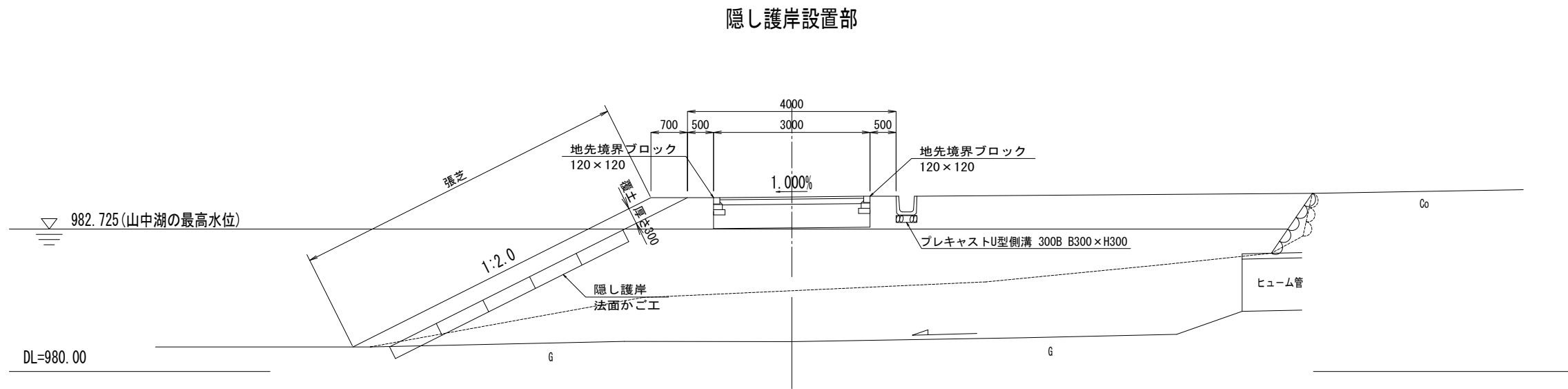
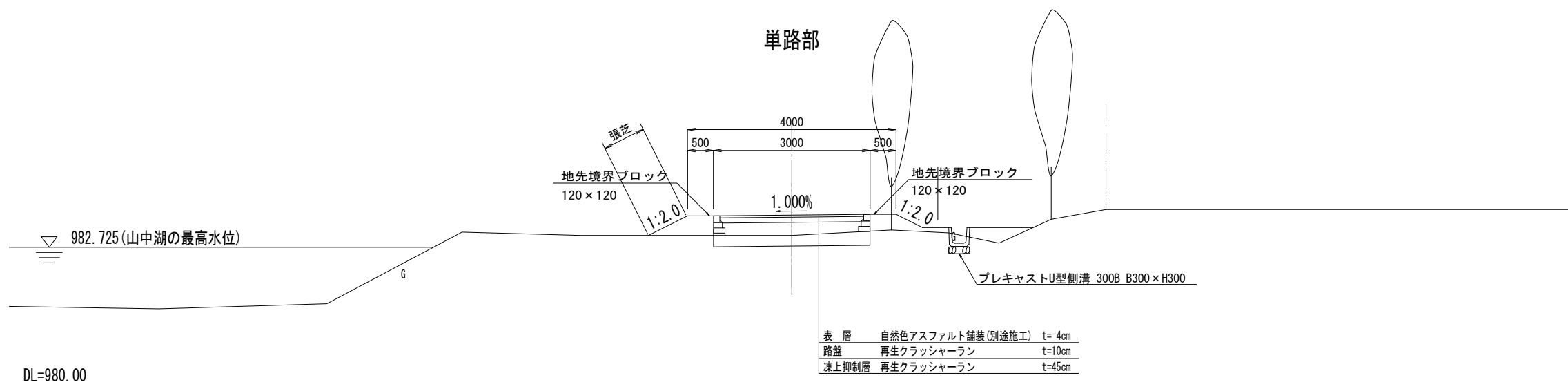
工 事 名	R8国道138号山中湖自転車歩行者道設置他工事		
図 面 名	縦断図(1)		
縮 尺	V=1:100 H=1:500	図面番号	28 の 5
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	大日本ダイヤコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

V=1 : 100
H=1 : 500



工 事 名	R8国道138号山中湖自転車歩行者道設置他工事		
図 面 名	縦断面図(2)		
縮 尺	V=1:100 H=1:500	図面番号	28 の 6
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	大日本ダイヤコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

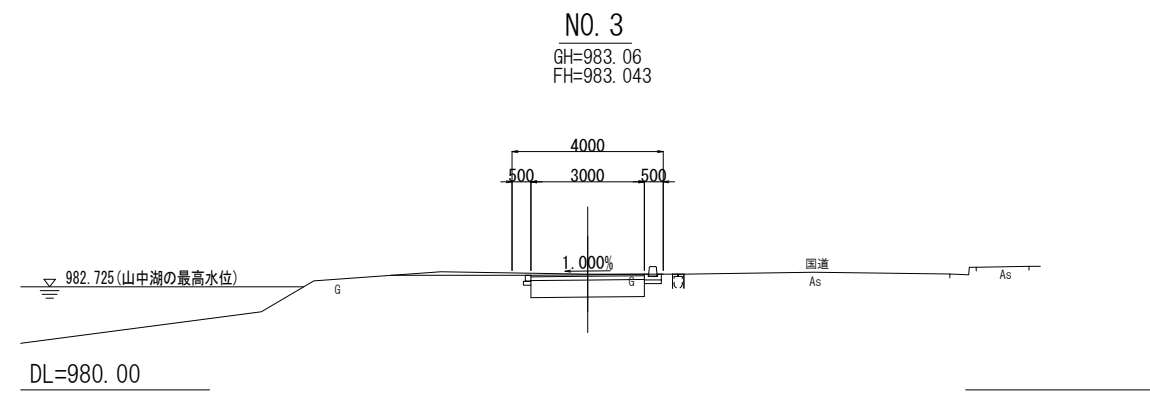
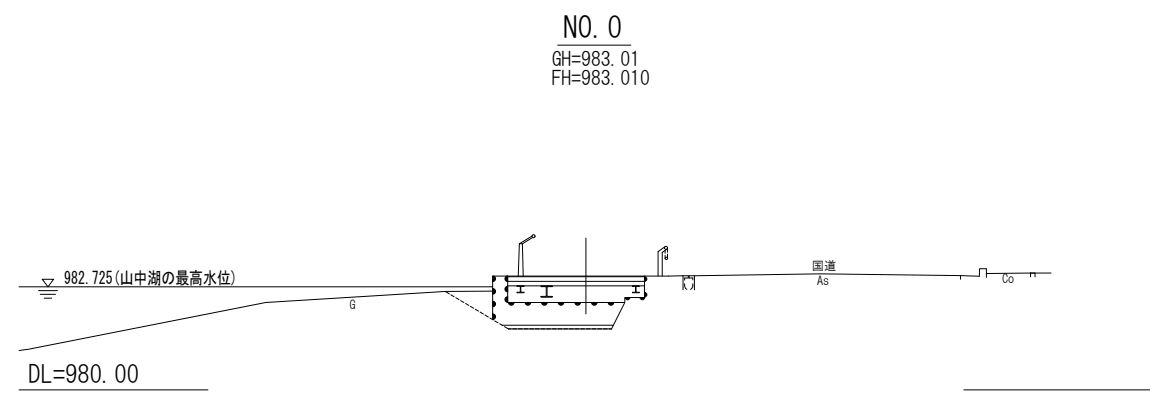
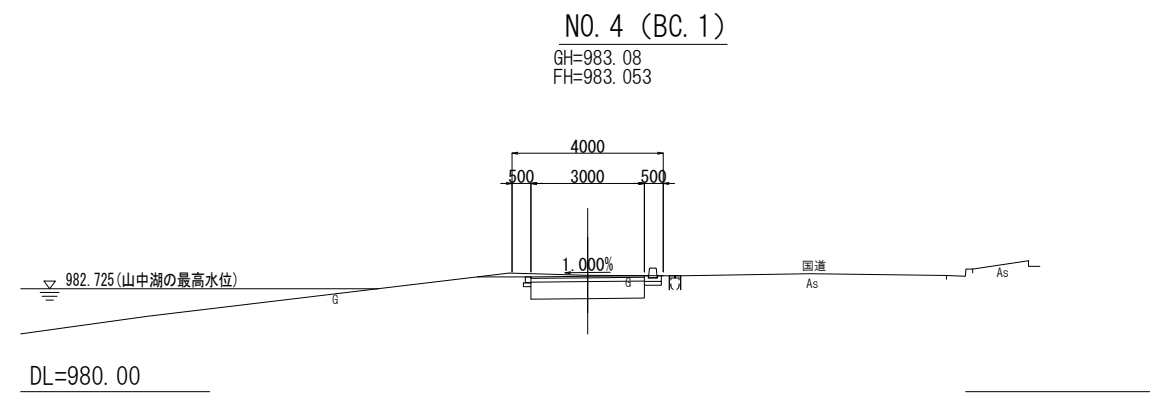
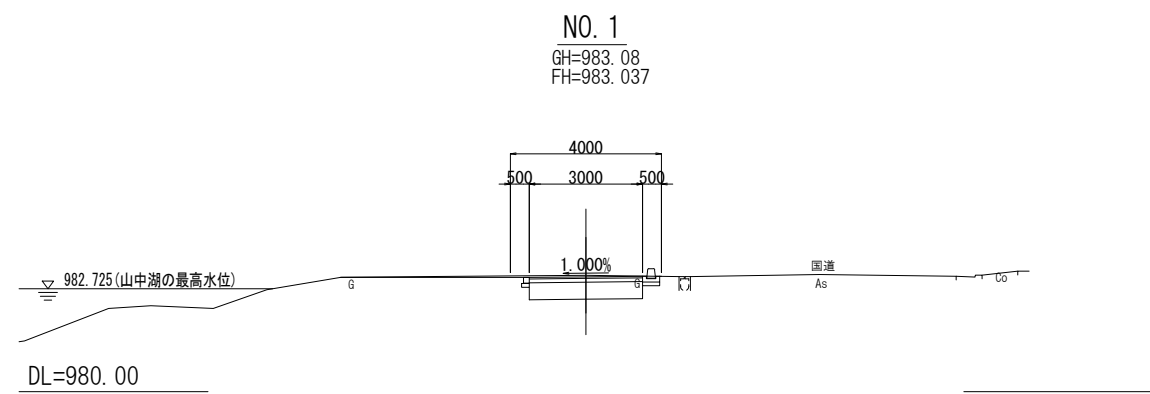
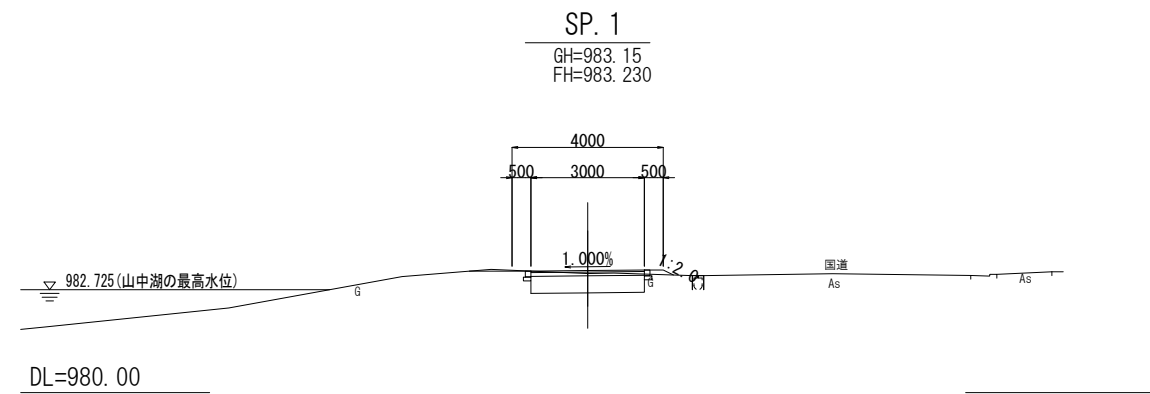
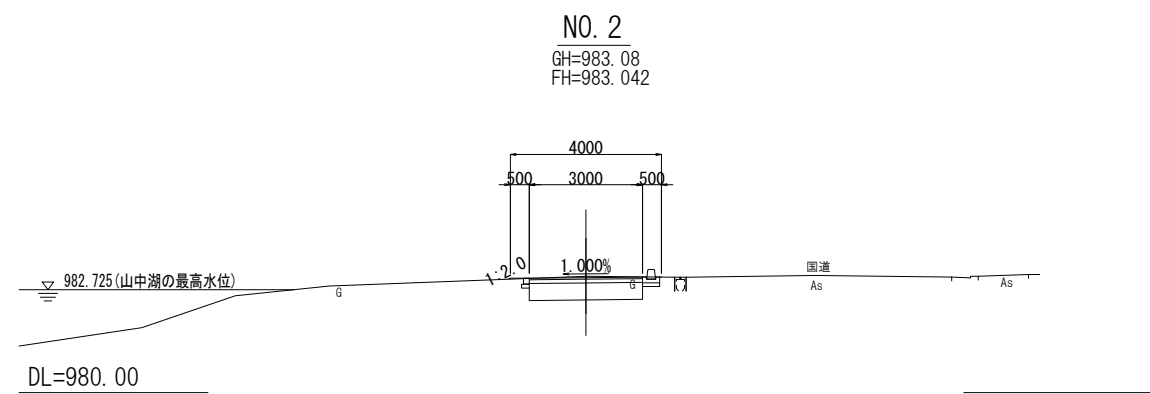
標準横断面図 S=1:50



※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R8国道138号山中湖自転車歩行者道設置他工事		
図面名	標準横断面図		
縮尺	1:50	図面番号	28 の 7
年月日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	大日本ダイヤコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

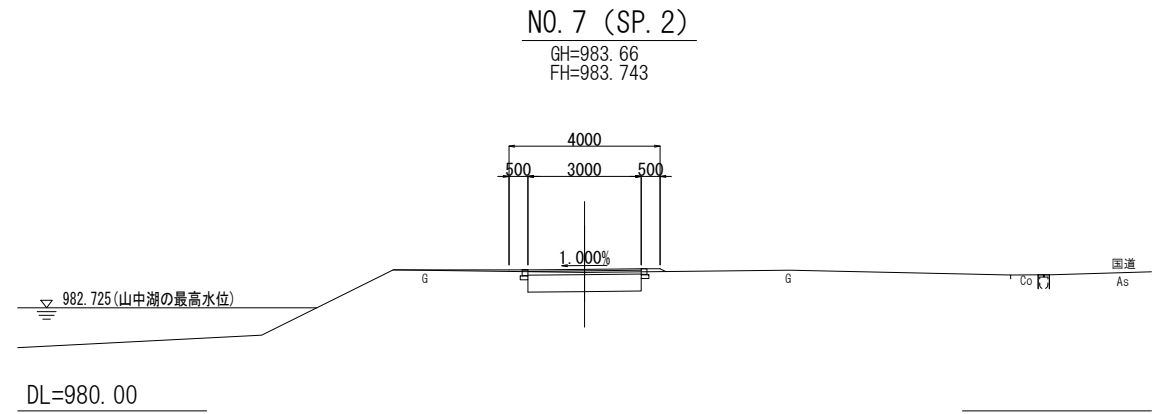
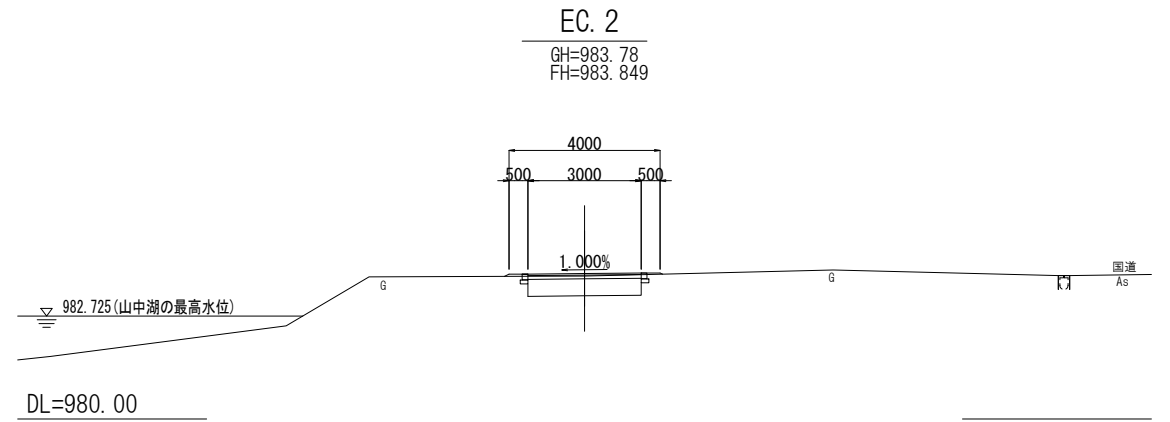
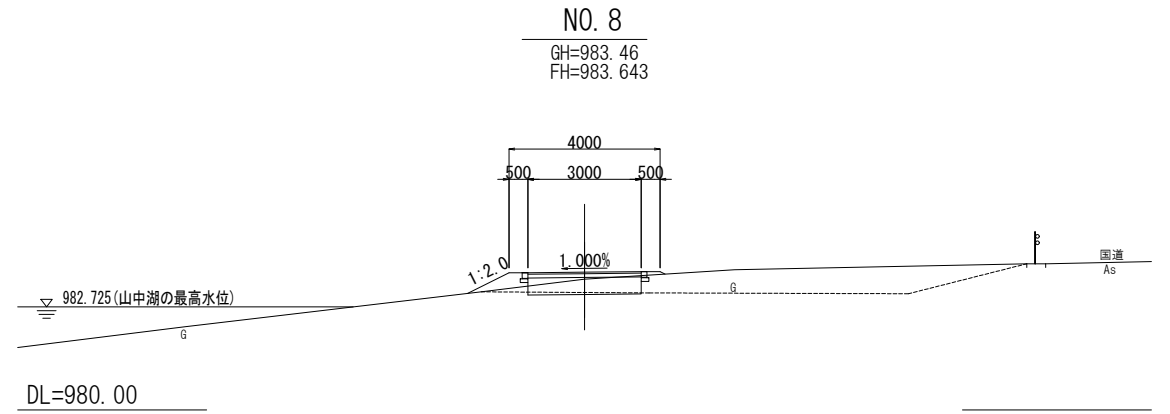
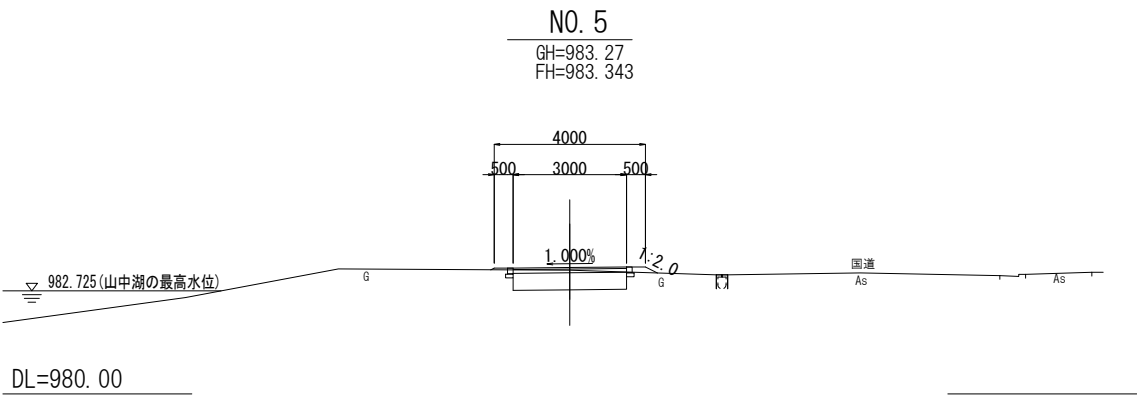
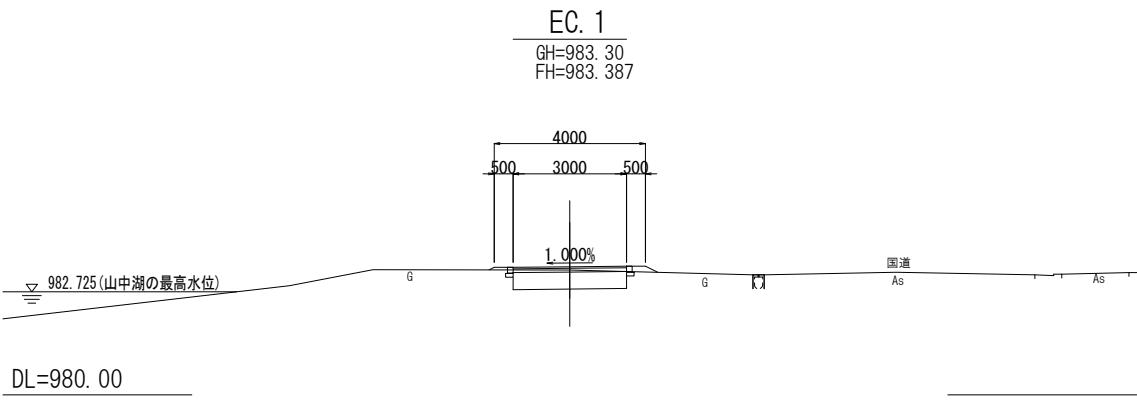
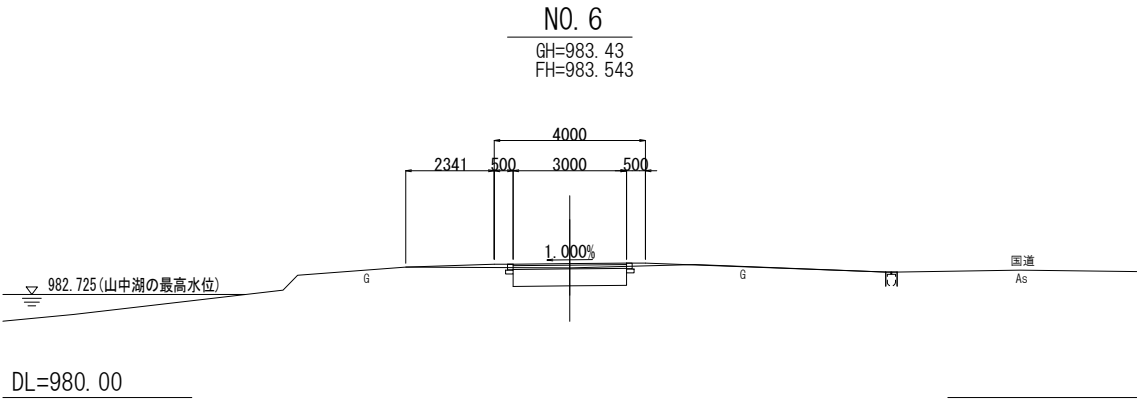
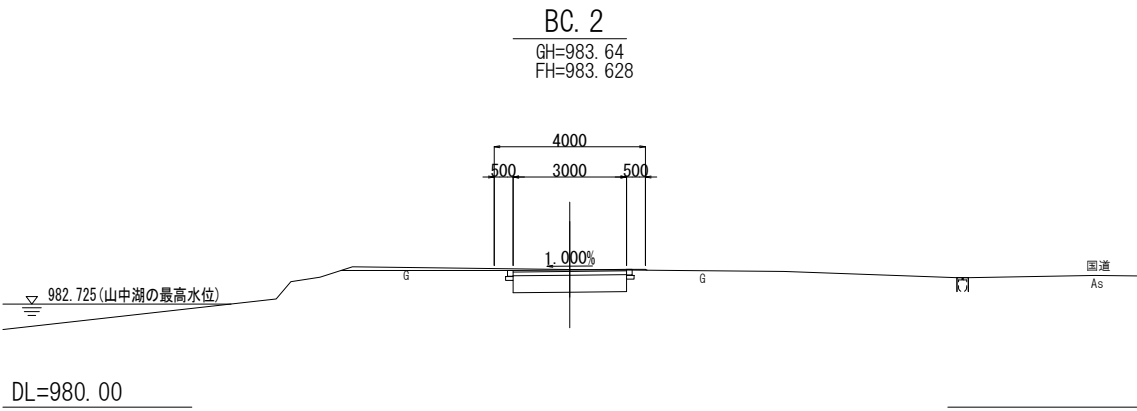
横断図(1) S=1:100



※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R8国道138号山中湖自転車歩行者道設置他工事		
図 面 名	横断図(1)		
縮 尺	1:100	図面番号	28 の 8
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	大日本ダイヤコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

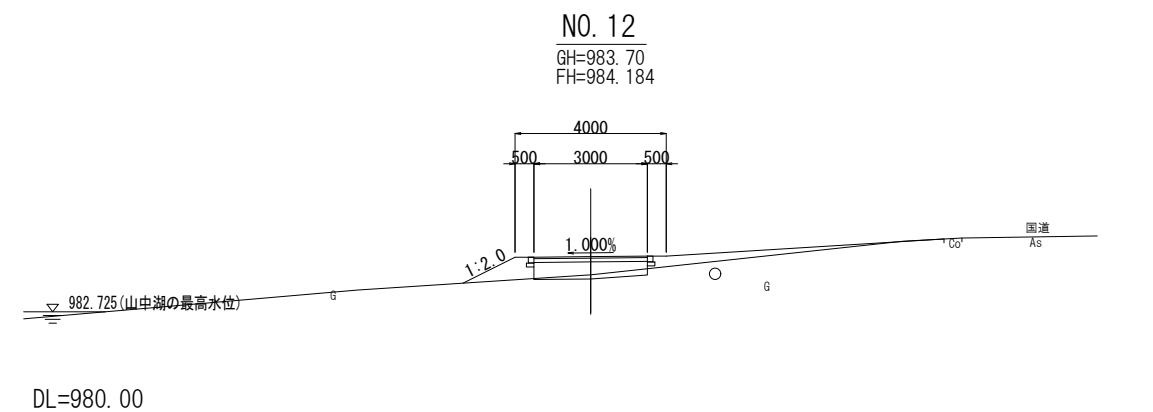
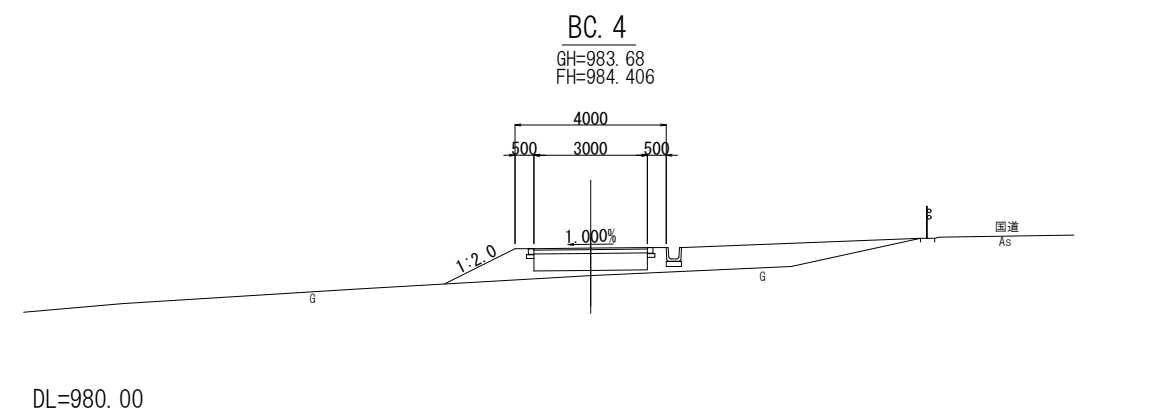
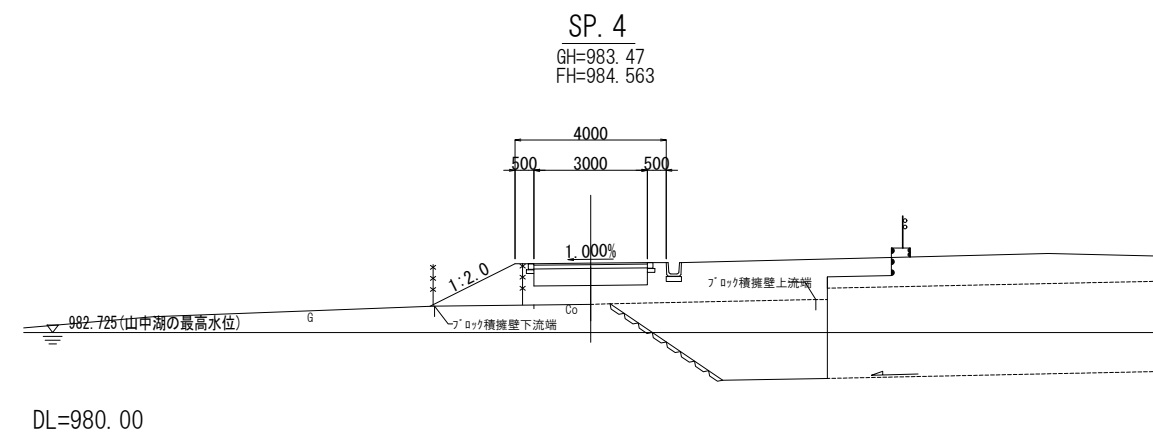
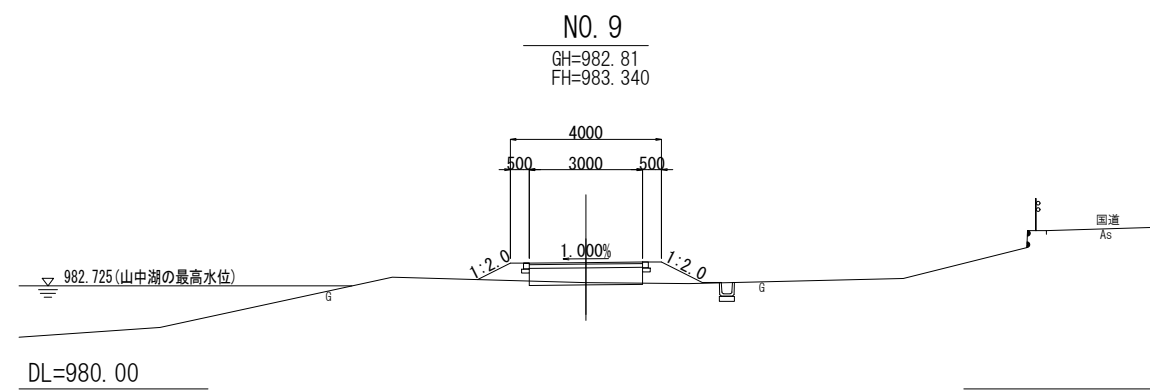
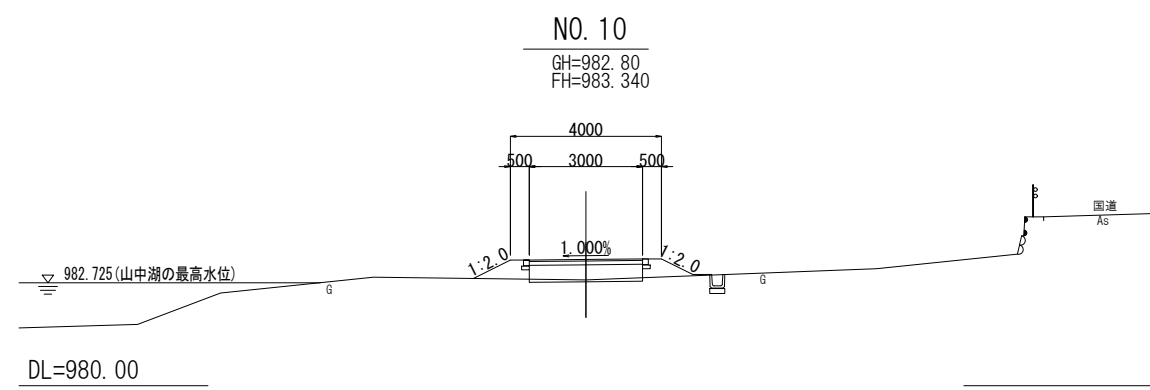
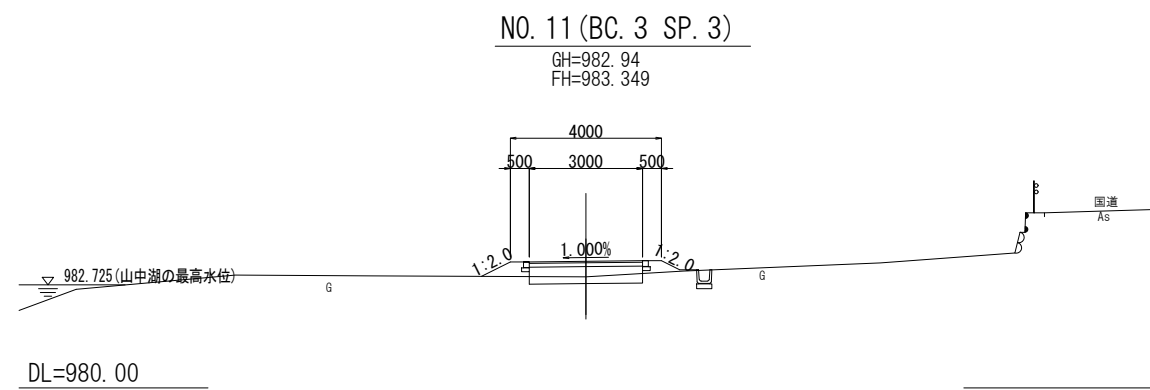
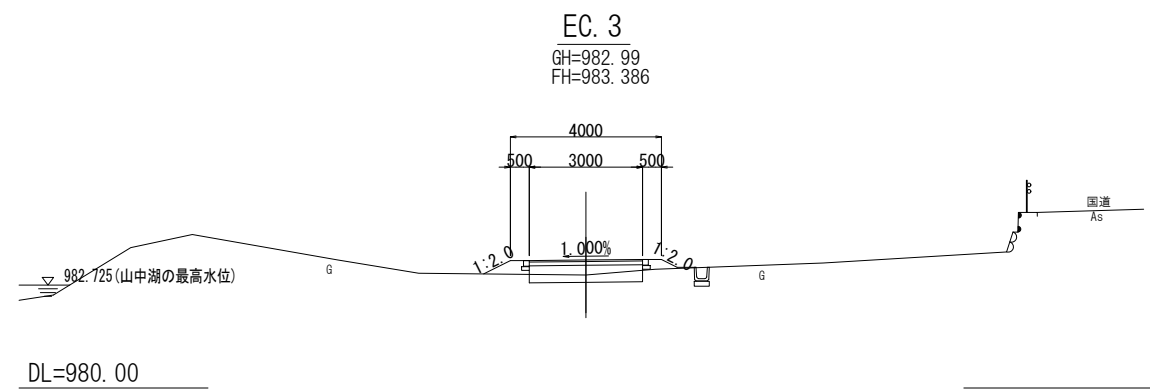
横断図(2) S=1:100



※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R 8 国道 1 3 8 号山中湖自転車歩行者道設置他工事		
図 面 名	横断図 (2)		
縮 尺	1 : 100	図面番号	28 の 9
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	大日本ダイヤコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

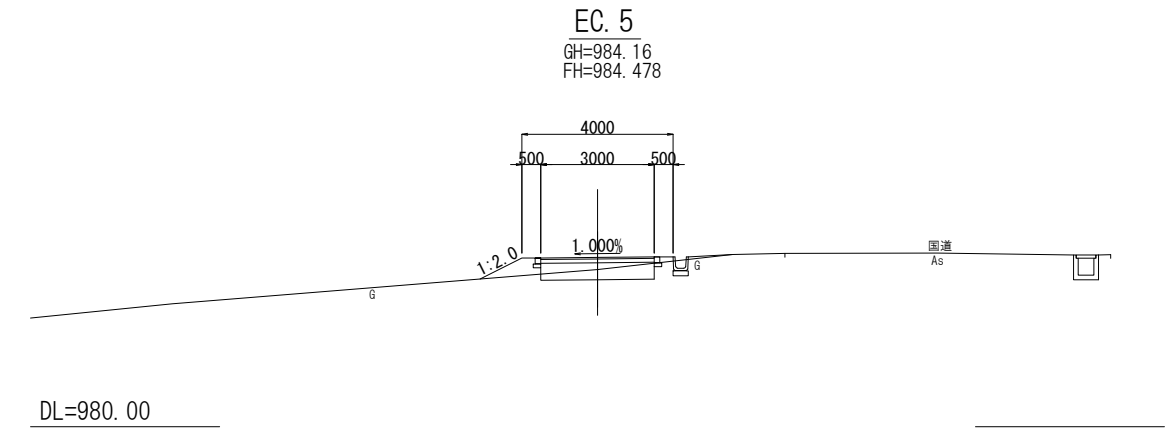
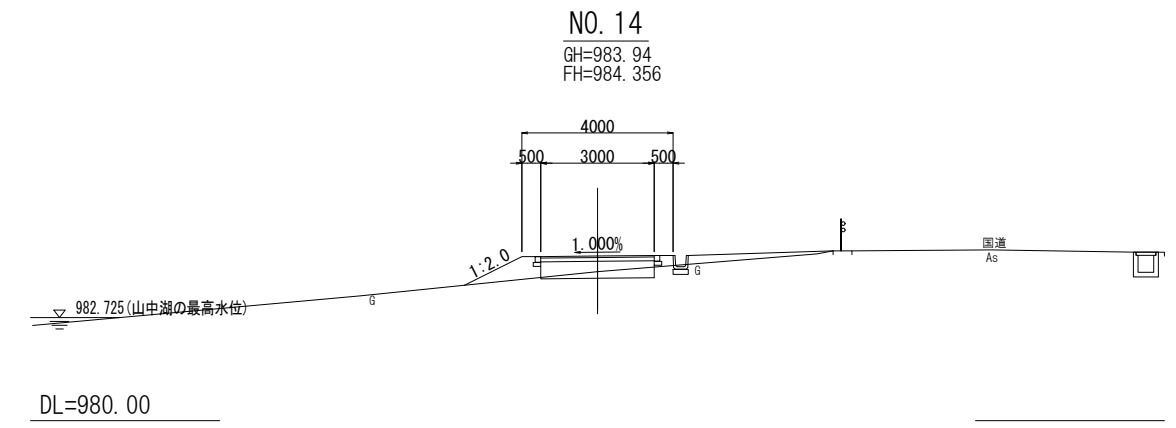
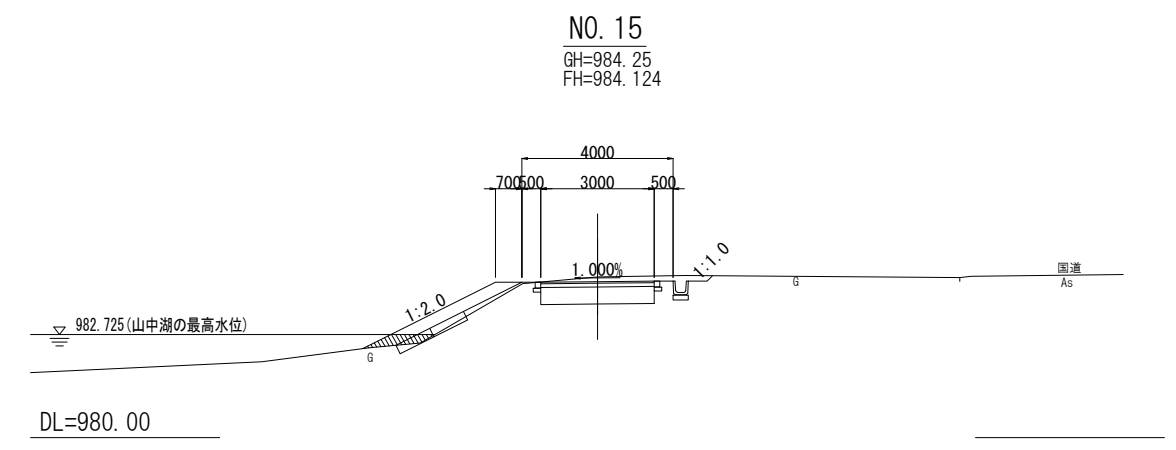
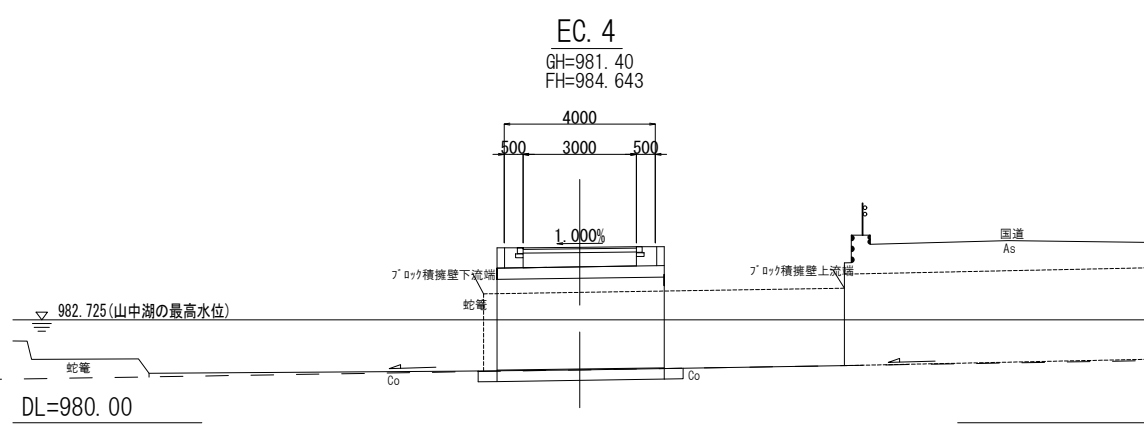
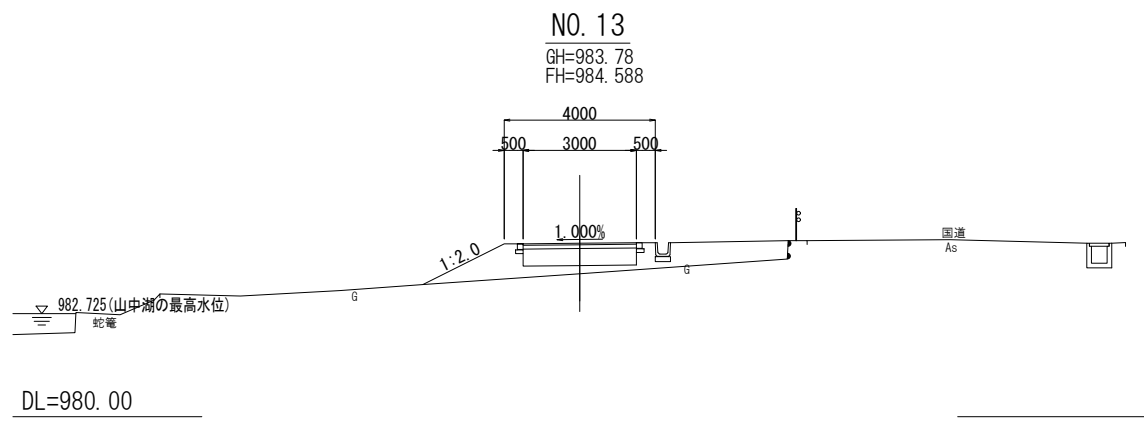
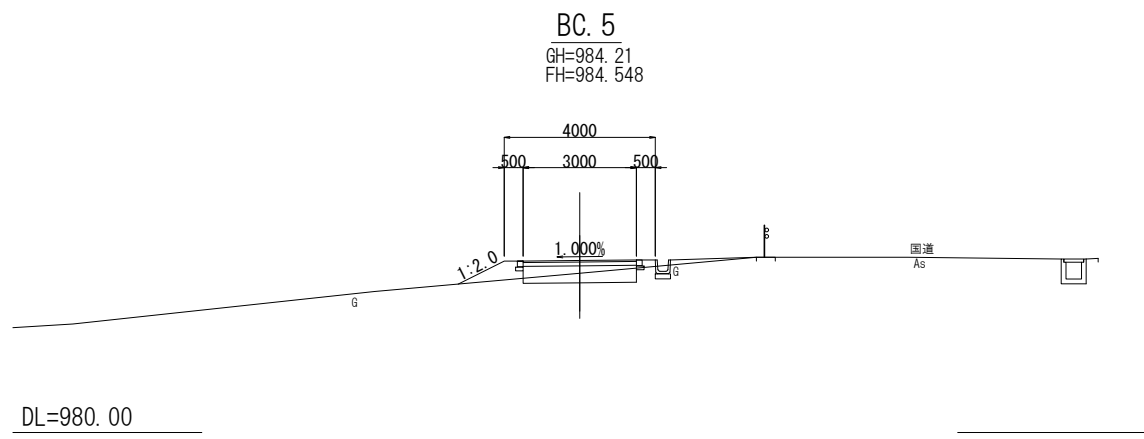
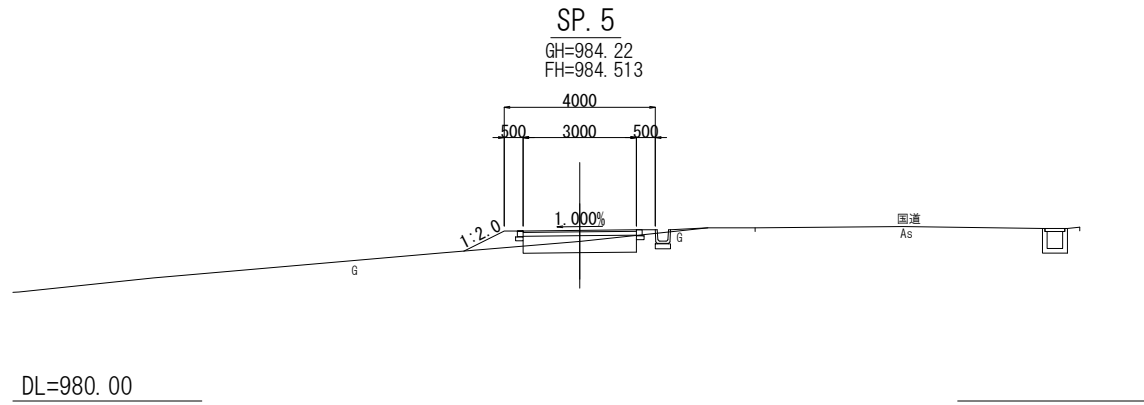
横断図(3) S=1:100



※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R8国道138号山中湖自転車歩行者道設置他工事		
図 面 名	横断図(3)		
縮 尺	1:100	図面番号	28 の 10
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	大日本ダイヤコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

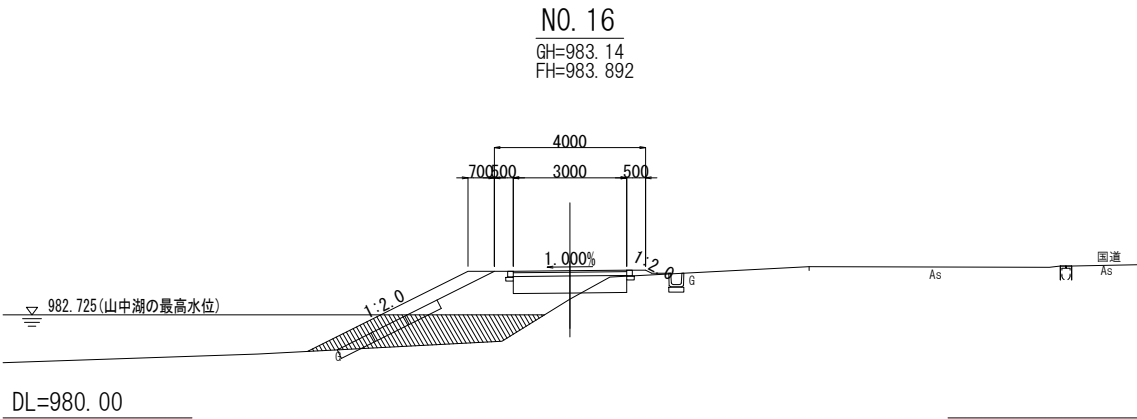
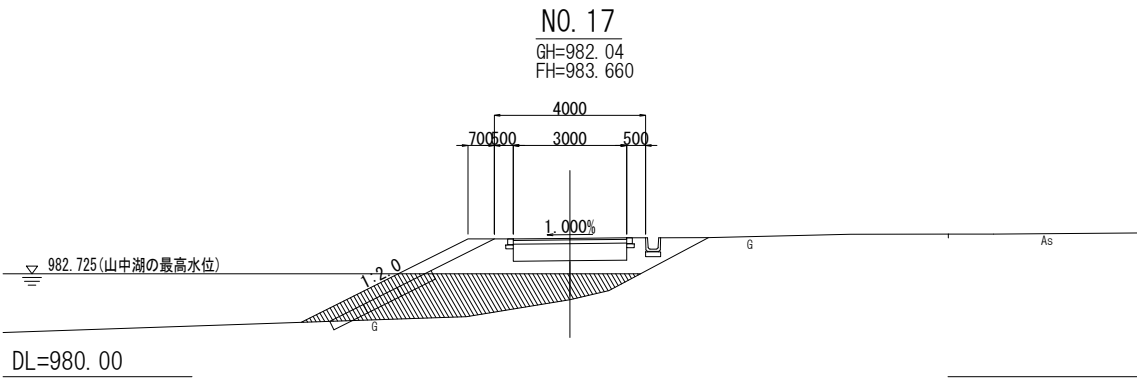
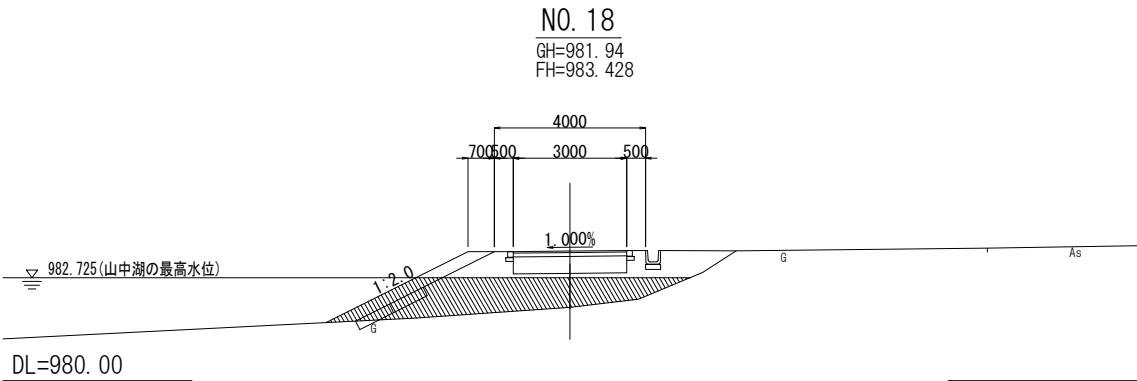
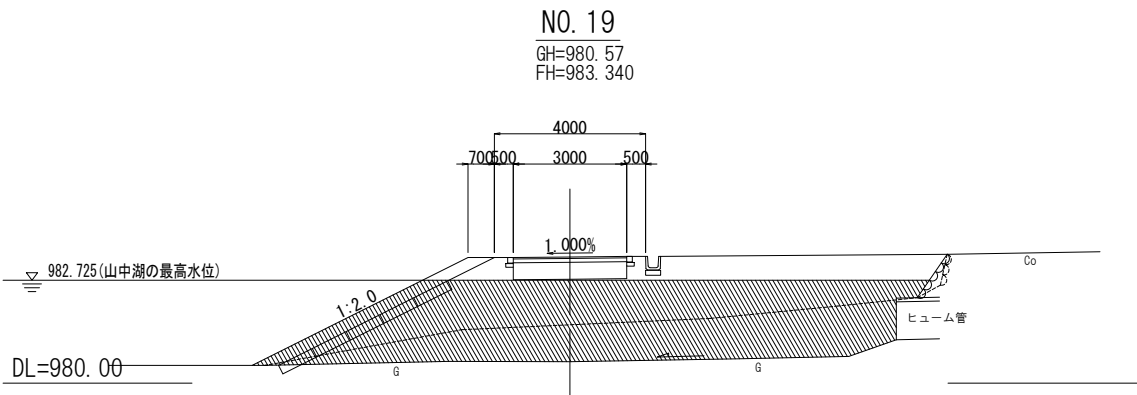
横断図(4) S=1:100



※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R 8 国道 1 3 8 号山中湖自転車歩行者道設置他工事		
図 面 名	横断図 (4)		
縮 尺	1:100	図面番号	28 の 11
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	大日本ダイヤコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

横断図(5) S=1:100



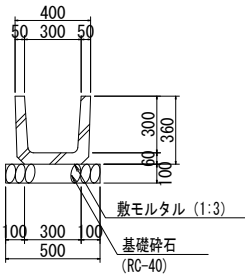
※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R8 国道138号山中湖自転車歩行者道設置他工事		
図 面 名	横断図(5)		
縮 尺	1:100	図面番号	28 の 12
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	大日本ダイヤコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

小構造物詳細図(1) S=1:20

U型側溝

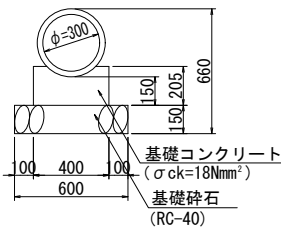
プレキャストU型側溝 300B B300×H300



材 料 表 (10m当たり)				
種 別	規格・寸法	単位	数 量	摘 要
U型側溝	B300-H300	m	10.0	
モルタル	1 : 3	m ³	0.06	
基礎碎石	RC-40	m ²	5.00	t=10cm

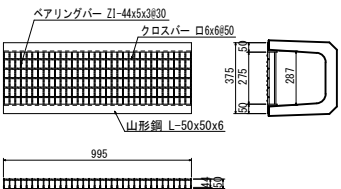
鉄筋コンクリート管

外圧管1種 D300

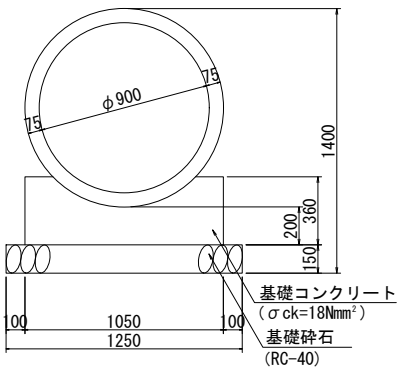


材 料 表 (10箇所当たり)				
種 別	規格・寸法	単位	数 量	摘 要
鉄筋コンクリート管	PK1-RC D300	個	5.00	
コンクリート	$\sigma_{ck}=18\text{N/mm}^2$	m ³	0.72	
基礎碎石	RC-40	m ²	6.00	t=15cm

グレーチング蓋 B300



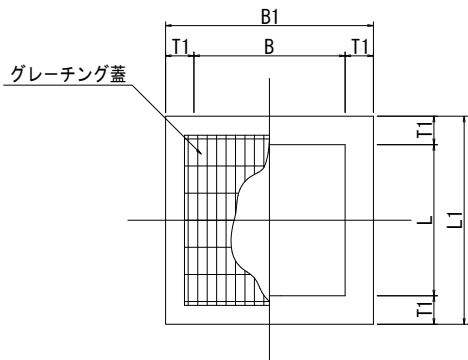
外圧管1種 D900



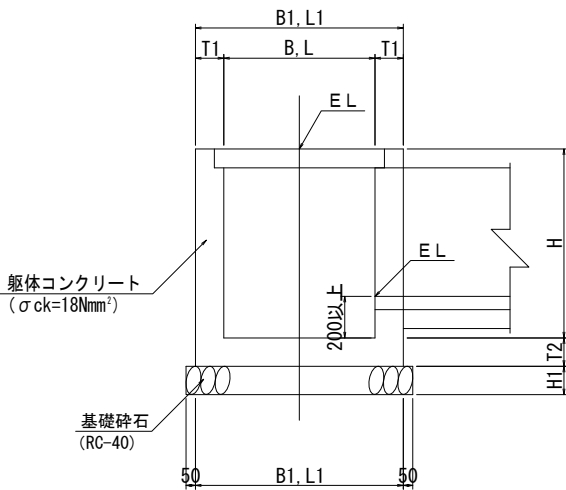
材 料 表 (10箇所当たり)				
種 別	規格・寸法	単位	数 量	摘 要
鉄筋コンクリート管	PK1-RC D900	個	4.10	
コンクリート	$\sigma_{ck}=18\text{N/mm}^2$	m ³	2.95	
基礎碎石	RC-40	m ²	12.50	t=15cm

集水樹一般図

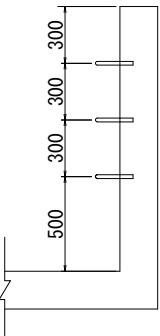
平面図



断面図



足掛金具詳細図
(H=1m以上に設置)



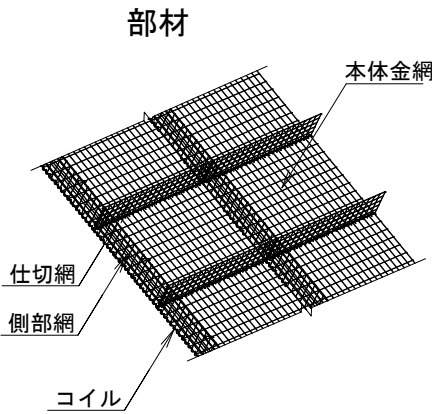
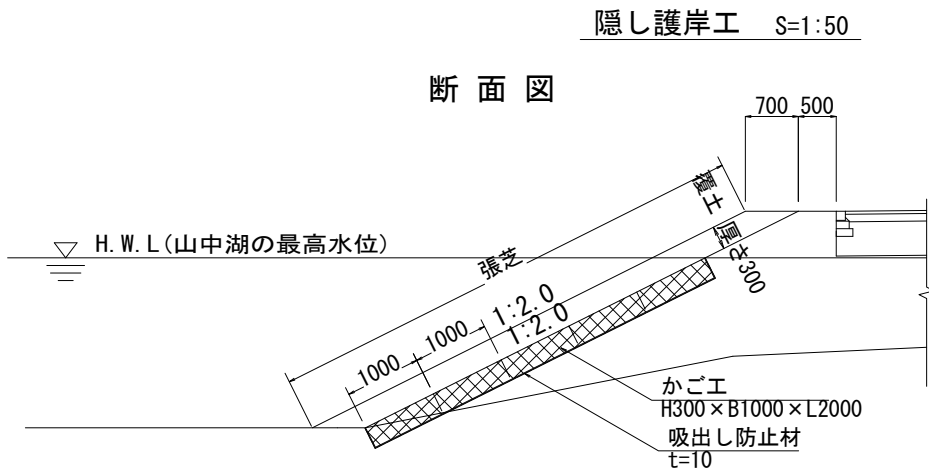
集水樹寸法表

規 格	寸 法 表 (m)							材 料 表		
	B	L	B 1	L 1	H	H 1	T 1	コンクリート	基 礎 材	タラップ
	内空	内空	外幅	外幅	深さ	基礎厚	側壁厚	$\sigma_{ck}=18\text{Nmm}^2$	RC-40	幅300mm
B 500-L 500-H 600	500	500	800	800	600	150	150	0.33	0.81	-
B 700-L 700-H 600	700	700	1000	1000	600	150	150	0.46	1.21	-

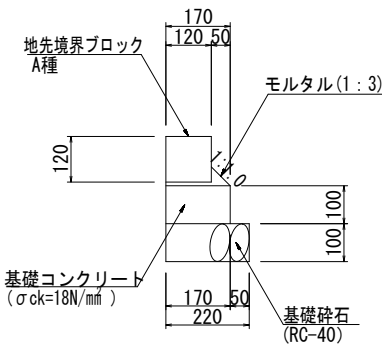
※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R8国道138号山中湖自転車歩行者道設置他工事		
図 面 名	小構造物詳細図(1)		
縮 尺	1:20	図面番号	28 の 13
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	大日本ダイヤコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

小構造物詳細図(2)



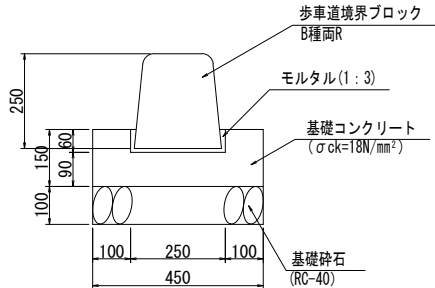
地先境界ブロック S=1:10



材 料 表 (10m当たり)

種 別	規格・寸法	単位	数 量	摘 要
ブロック	A種 h=120	m	10.00	
モルタル	1:3	m ³	0.02	
コンクリート	$\sigma_{ck}=18\text{N/mm}^2$	m ³	0.17	
型枠		式	1	
基礎砕石	RC-40	m ²	2.20	t=10cm

歩車道境界ブロック S=1:10



材 料 表 (10m当たり)

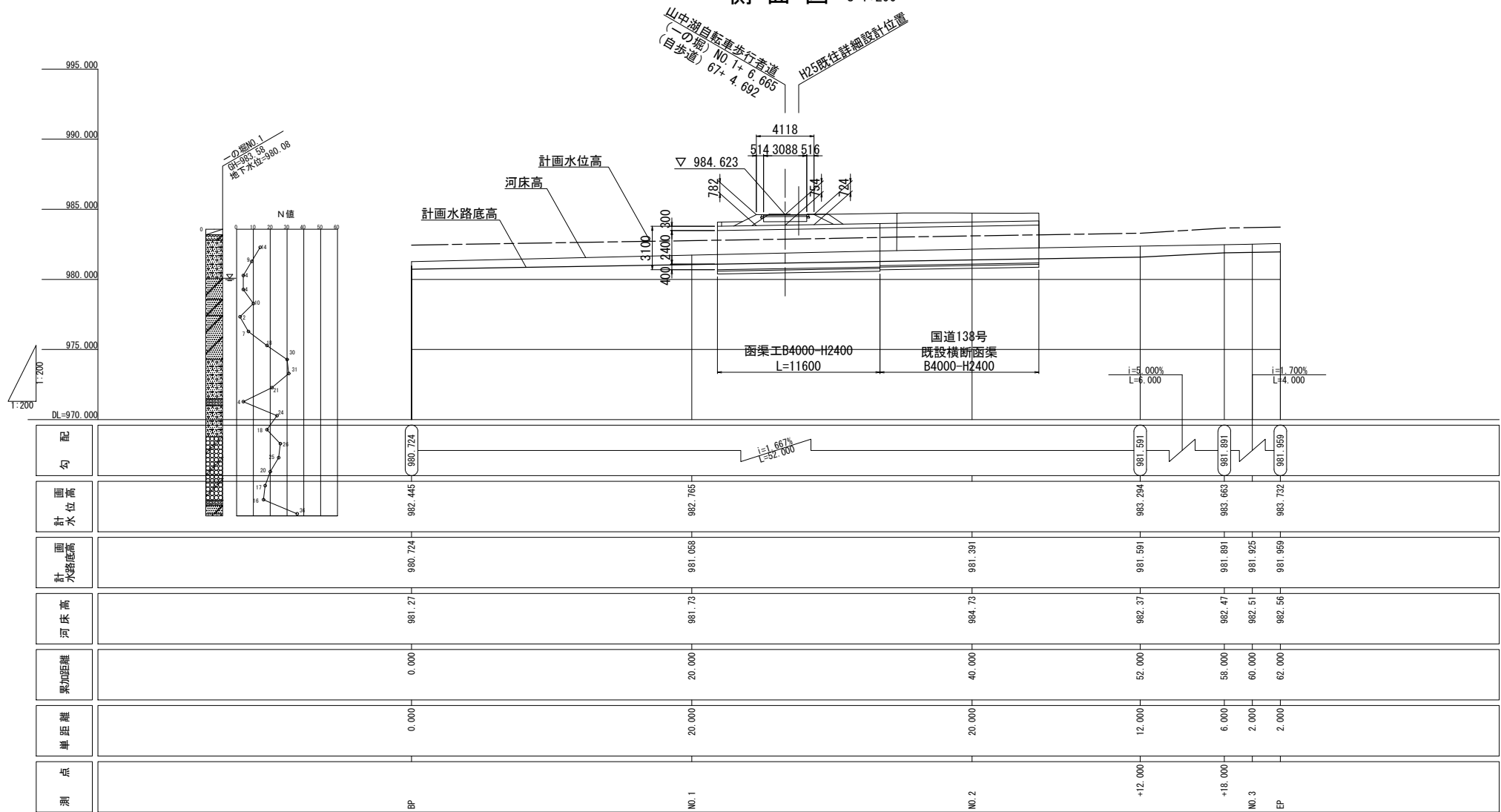
種 別	規格・寸法	単位	数 量	摘 要
境界ブロック	B種両R	m	10.00	
モルタル	1:3	m ³	0.04	
コンクリート	$\sigma_{ck}=18\text{N/mm}^2$	m ³	0.52	
型枠		式	1	
基礎砕石	RC-40	m ²	4.50	t=10cm

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

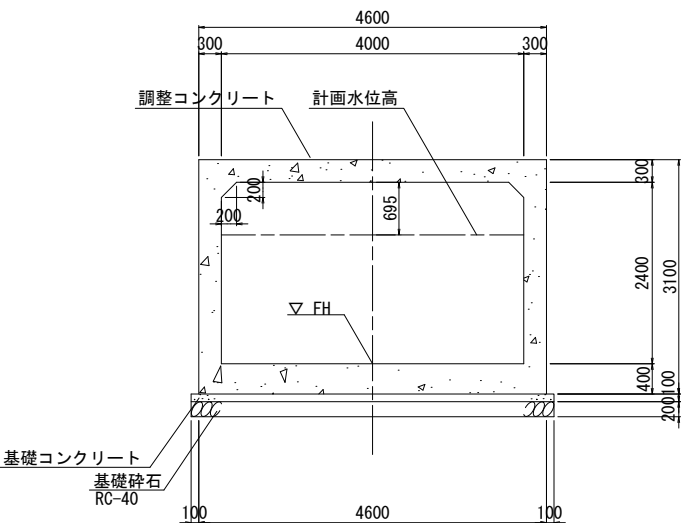
工 事 名	R8国道138号山中湖自転車歩行者道設置他工事		
図 面 名	小構造物詳細図(2)		
縮 尺	図 示	図面番号	28 の 14
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	大日本ダイヤコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

一の堀函渠工一般図

側面図 S=1:200



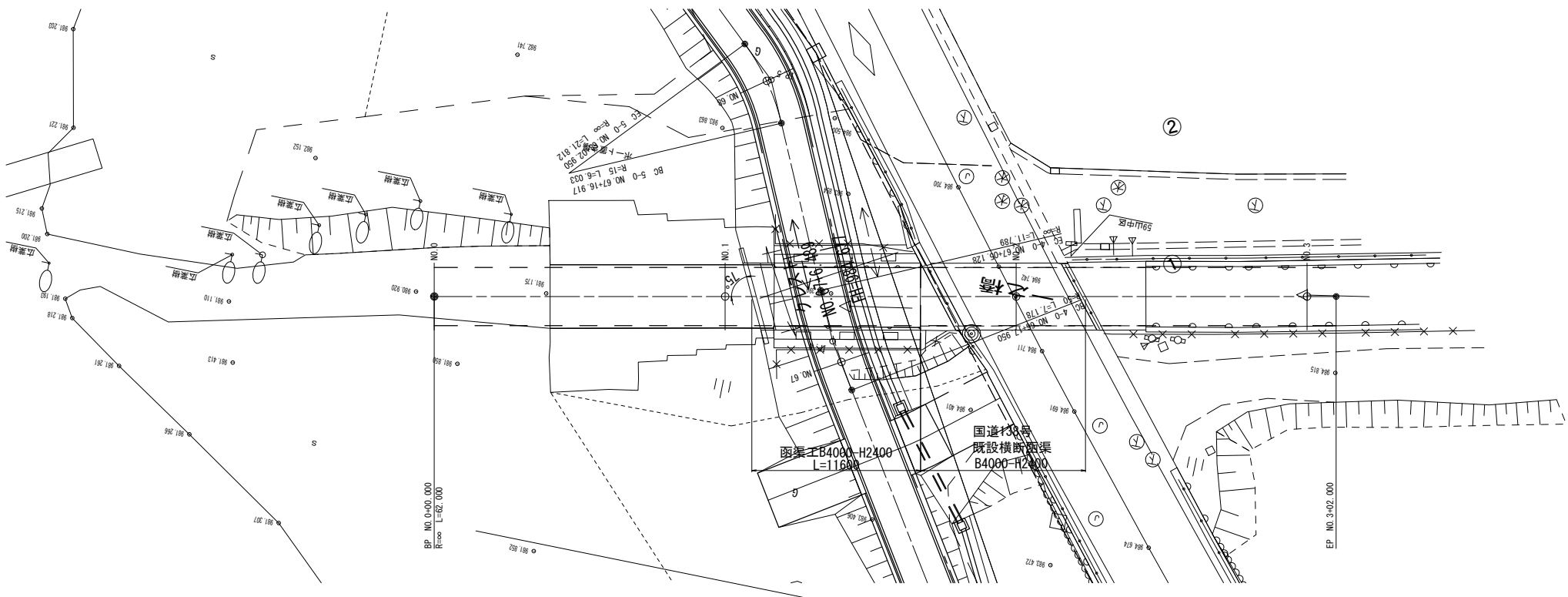
標準断面図 S=1:50



設計条件

測点	自歩道	N0. 67+4. 692
	一の堀	N0. 1+6. 665
斜角（中心線交差角）		76° 15' 52″
断面寸法	内空幅	4. 00 m
	内空高	2. 40 m
単位体積重量	アスファルト舗装	22. 5 kN/m ³
	土砂	19. 0 kN/m ³
	裏込め土	19. 0 kN/m ³
	鉄筋コンクリート	24. 5 kN/m ³
活荷重	群集荷重	3. 5 kN/m ²
土圧	静止土圧	0. 5
温度変化		±15 °C
特殊荷重（雪荷重）		2. 0 kN/m ²
コンクリートの設計基準強度		24 N/mm ²
許容値	許容曲げ圧縮強度	8. 0 N/mm ²
	許容曲げ圧縮強度（ハンチ無し）	6. 0 N/mm ²
	許容せん断応力度	0. 23 N/mm ²
	許容付着応力度	1. 6 N/mm ²
鉄筋	SD345	
	許容引張応力度	一般部 180 N/mm ² 水中部 160 N/mm ²
適用示方書	道路土工カルバート工指針（平成22年3月）	
	土木工事設計マニュアル 道路編Ⅰ（道路）-山梨県（令和2年）	
	道路橋示方書Ⅰ・Ⅳ・Ⅴ（平成24年3月）	
	土木構造物設計マニュアル（案）（平成11年11月）	

平面図 S=1:200

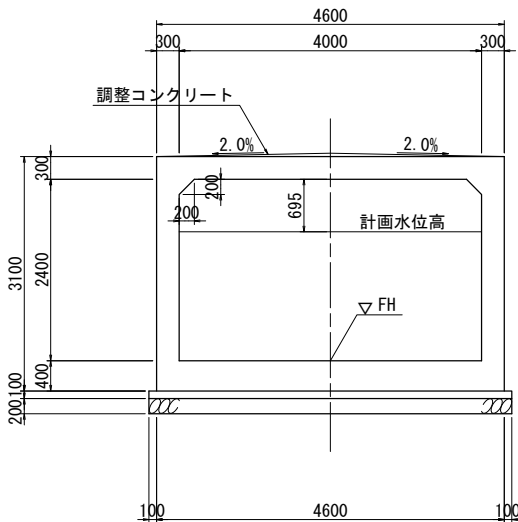


※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

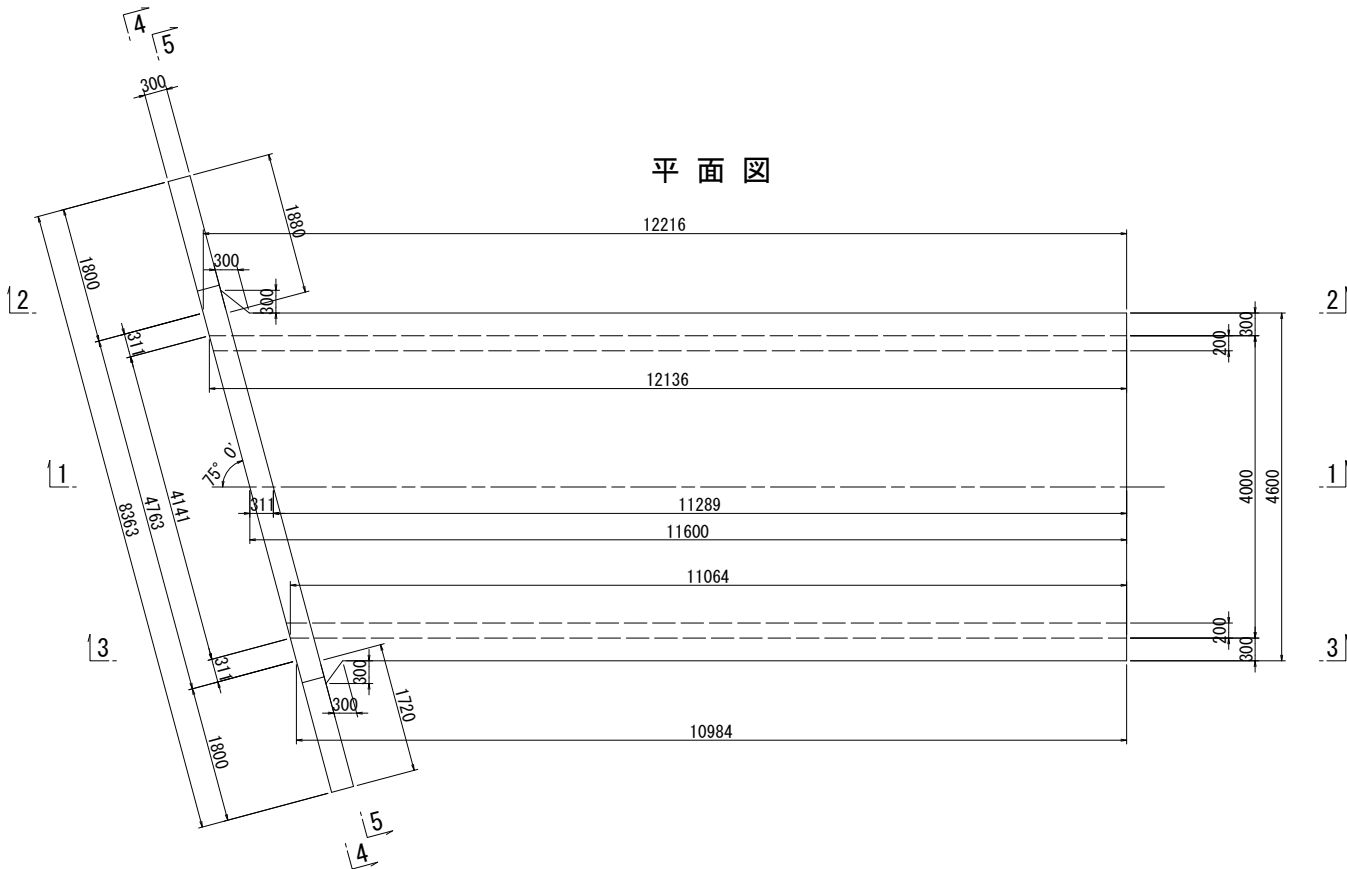
工 事 名	R8国道138号山中湖自転車歩行者道設置他工事		
図 面 名	一の堀函渠工一般図		
縮 尺	図 示	図面番号	28 の 15
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	株式会社 片平新日本技研		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

函渠工構造一般図(1) S=1:50

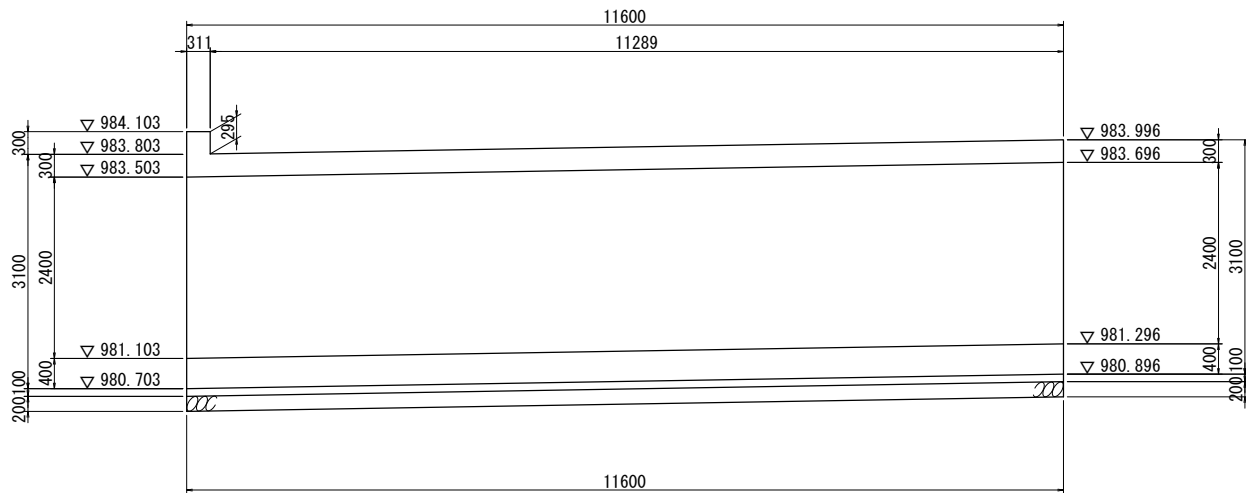
断面図



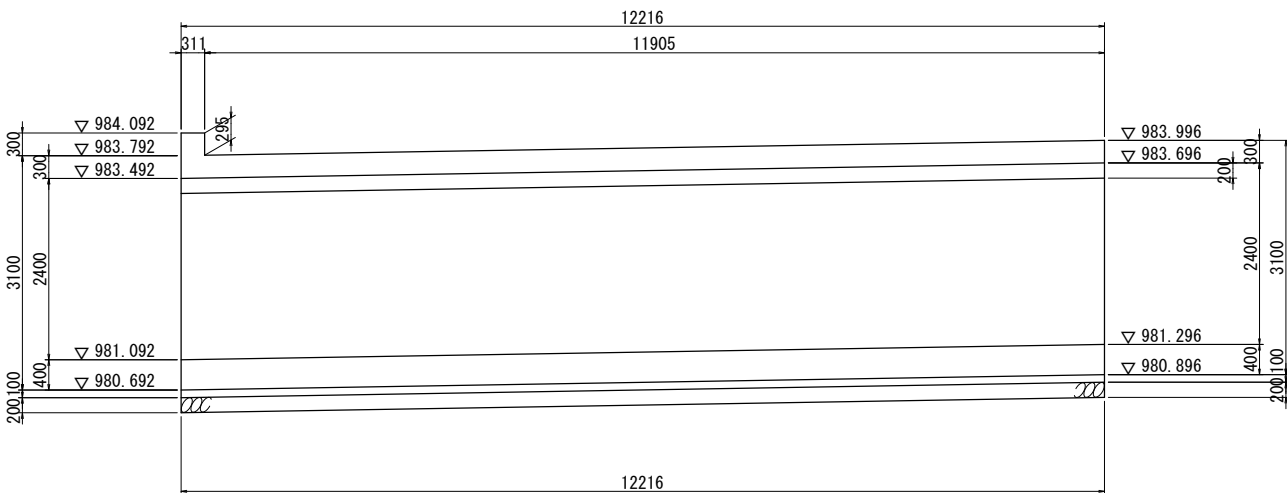
平面図



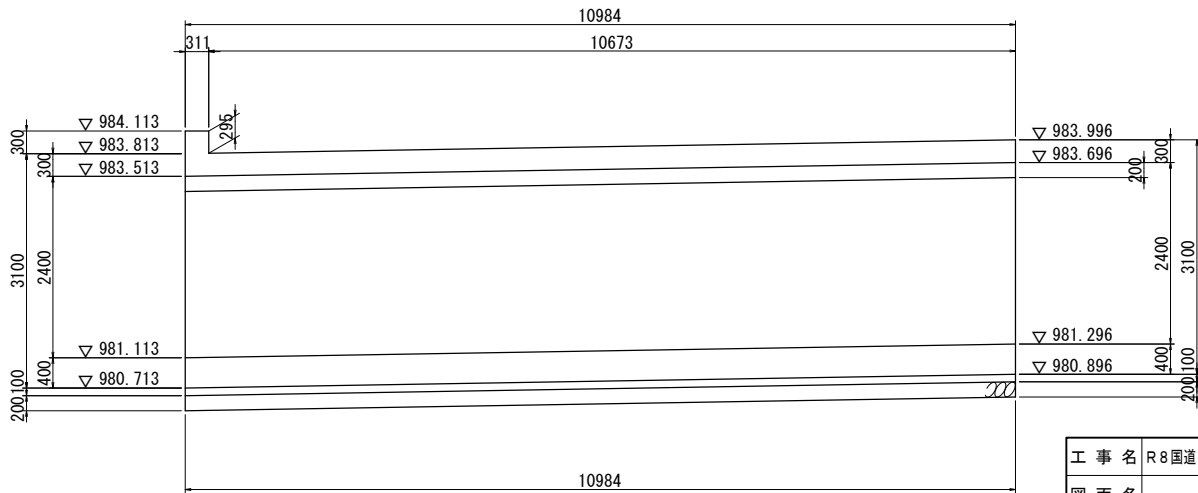
1 - 1



2 - 2



3 - 3

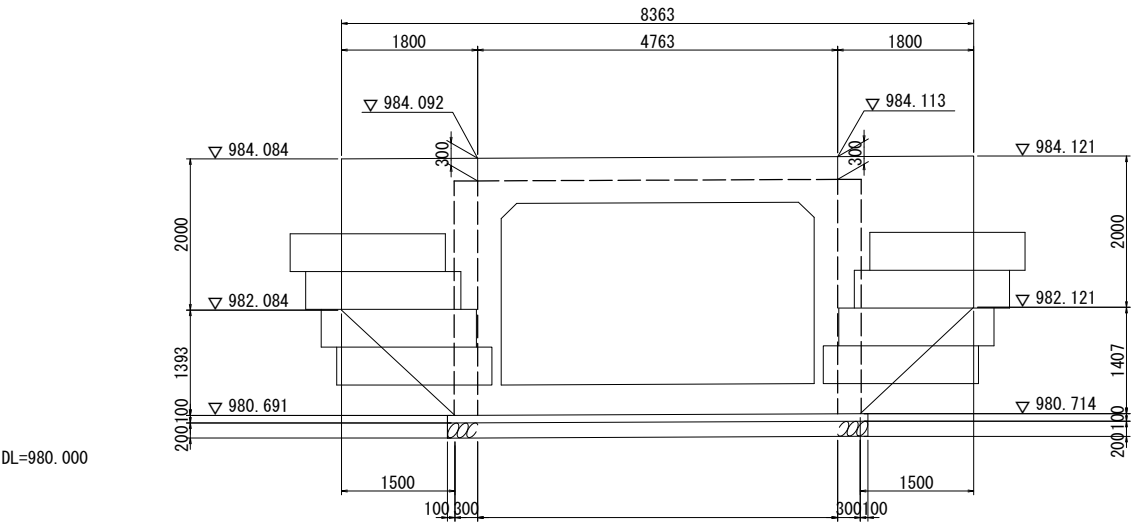


※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

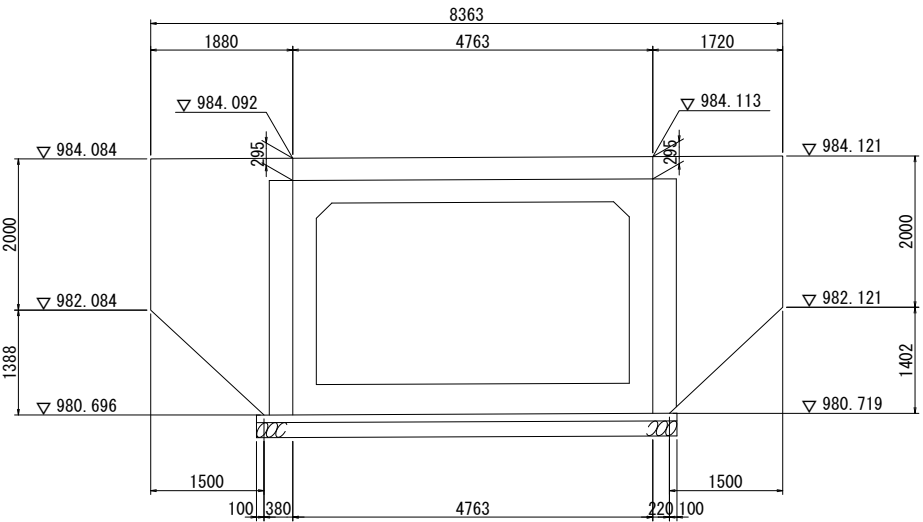
工 事 名	R8国道138号山中湖自転車歩行者道設置他工事		
図 面 名	函渠工構造一般図(1)		
縮 尺	1:50	図面番号	28 の 16
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	株式会社 片平新日本技研		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

函渠工構造一般図(2) S=1:50

4 - 4



5 - 5

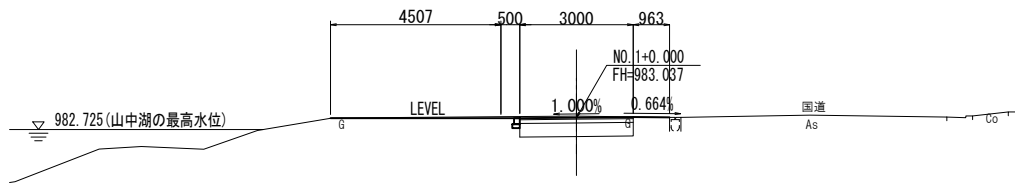


※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R8国道138号山中湖自転車歩行者道設置他工事		
図 面 名	函渠工構造一般図(2)		
縮 尺	1:50	図面番号	28 の 17
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	株式会社 片平新日本技研		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

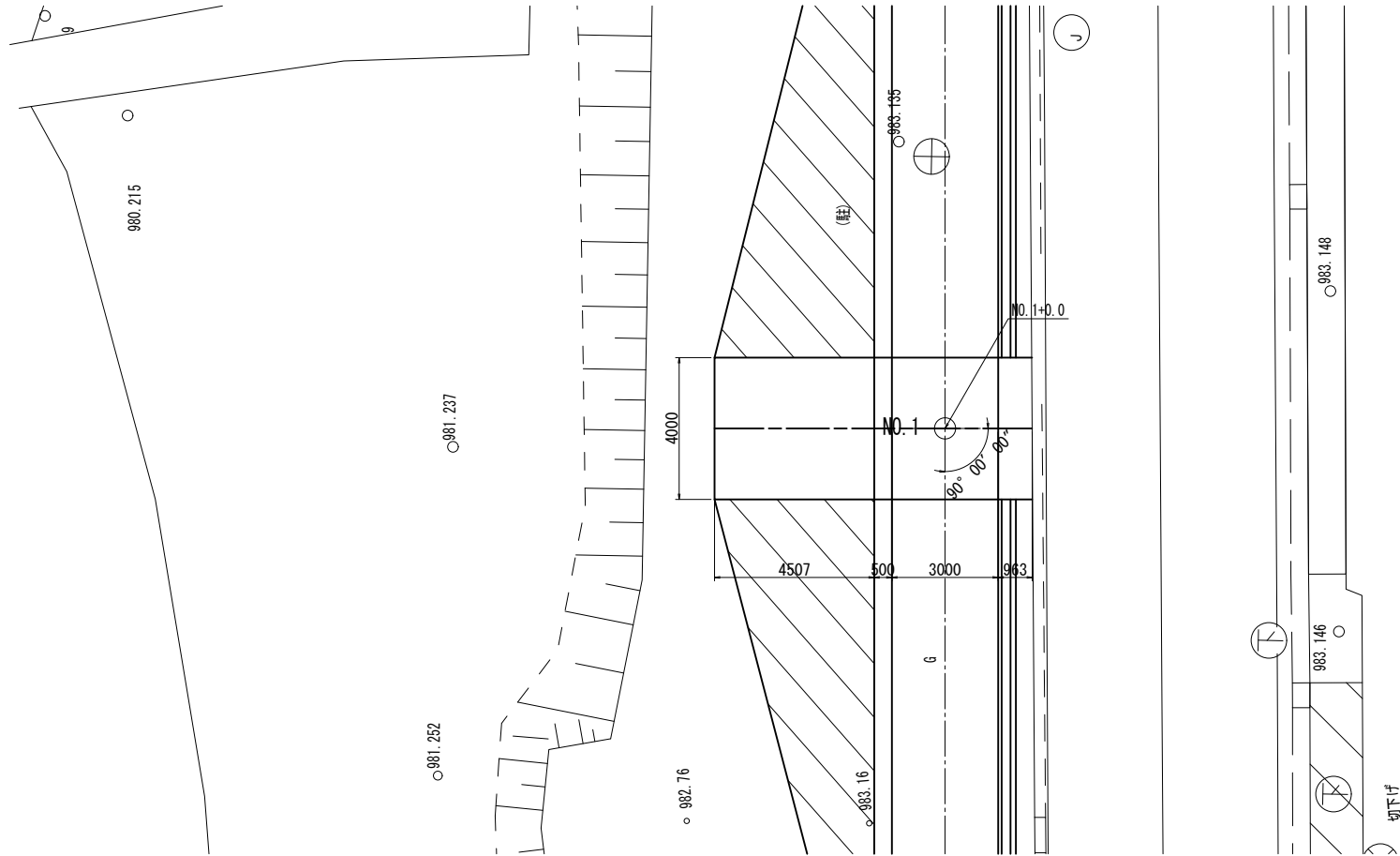
乗入工一般図(1) S=1:100
NO.1+ 0.0

側面図



DL=980.00m

平面図

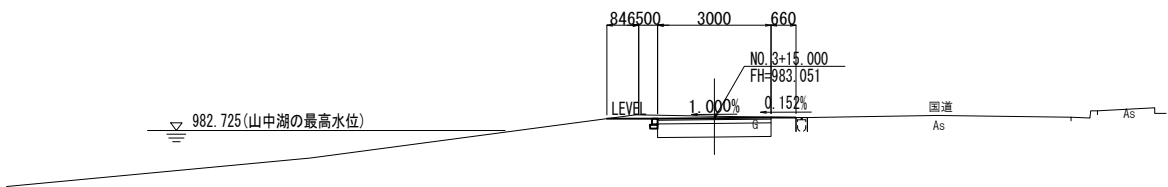


※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

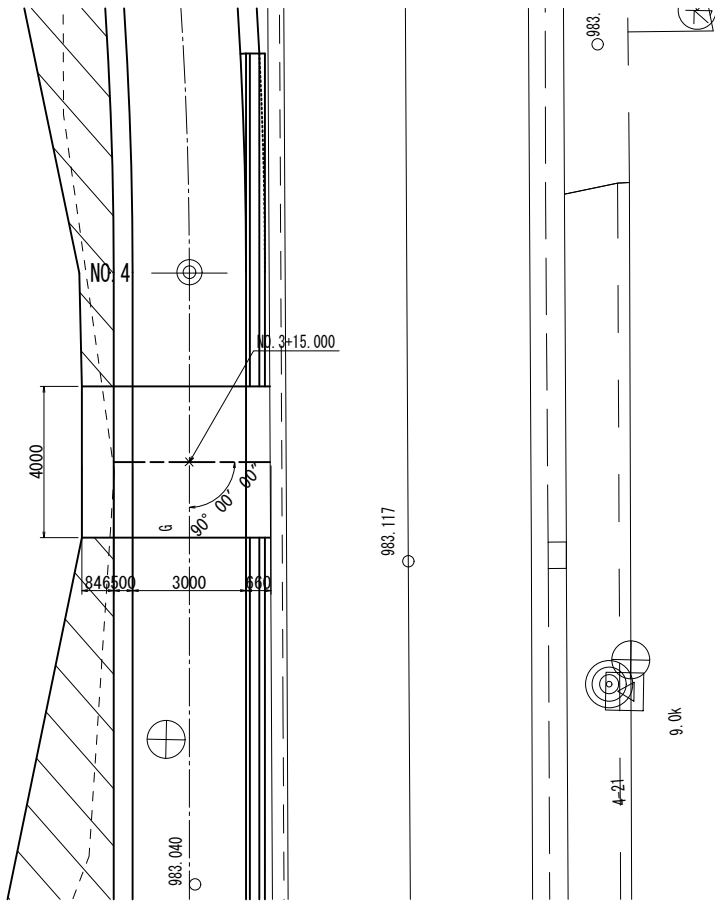
工 事 名	R 8 国道 1 3 8 号山中湖自転車歩行者道設置他工事		
図 面 名	乗入工一般図(1)		
縮 尺	1:100	図面番号	28 の 18
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	大日本ダイヤコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

乗入工一般図(2) S=1:100
NO. 3+15.0

側面図



平面図

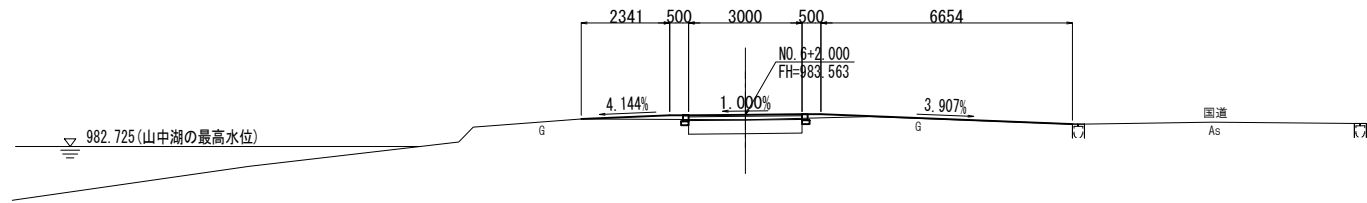


工 事 名	R8 国道138号山中湖自転車歩行者道設置他工事		
図 面 名	乗入工一般図(2)		
縮 尺	1:100	図面番号	28 の 19
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	大日本ダイヤコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

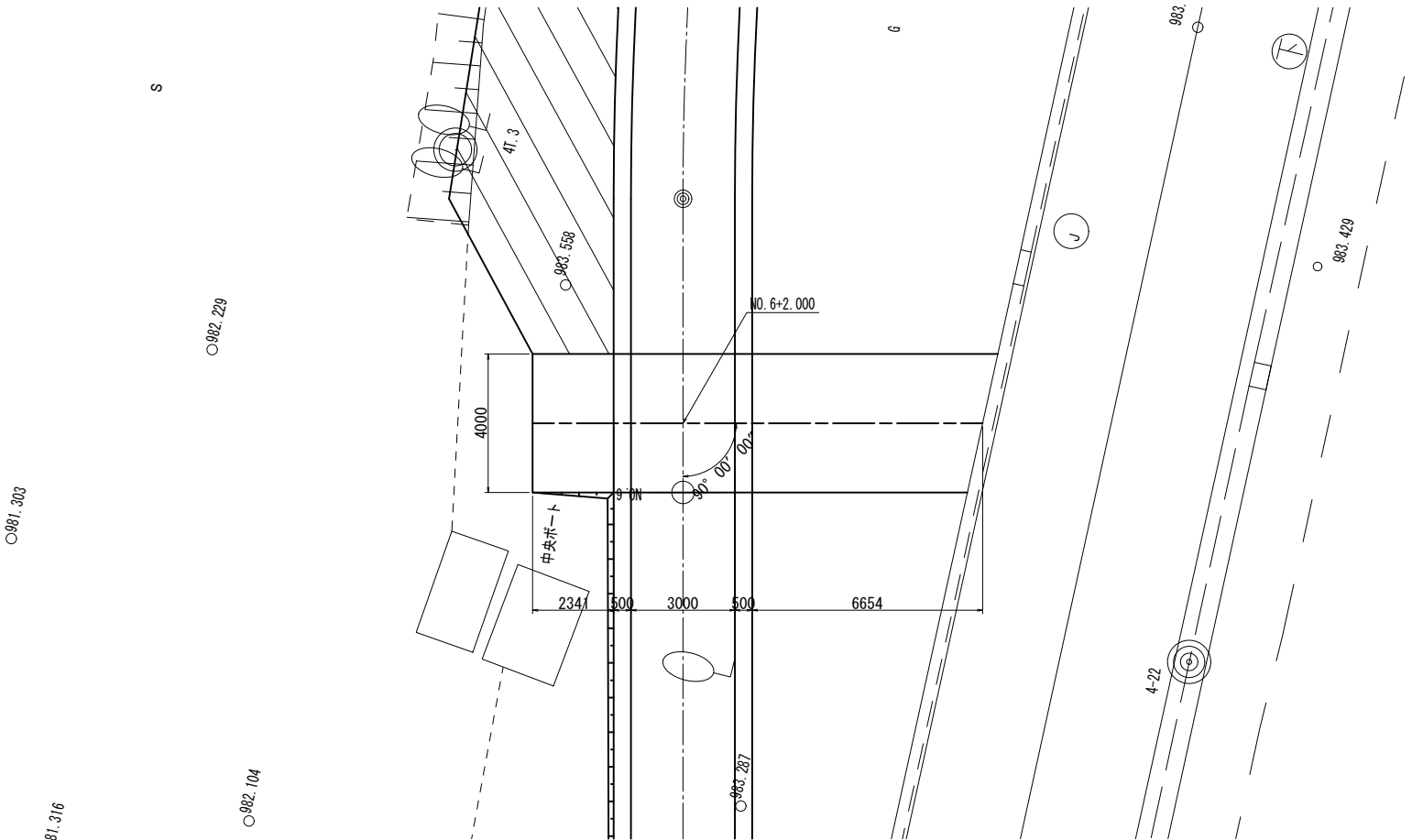
※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

乗入工一般図(3) S=1:100
NO. 6+ 2.0

側面図



平面図

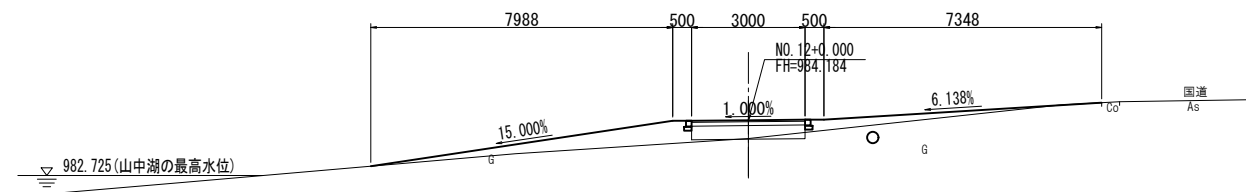


※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R8国道138号山中湖自転車歩行者道設置他工事		
図 面 名	乗入工一般図(3)		
縮 尺	1:100	図面番号	28 の 20
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	大日本ダイヤコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

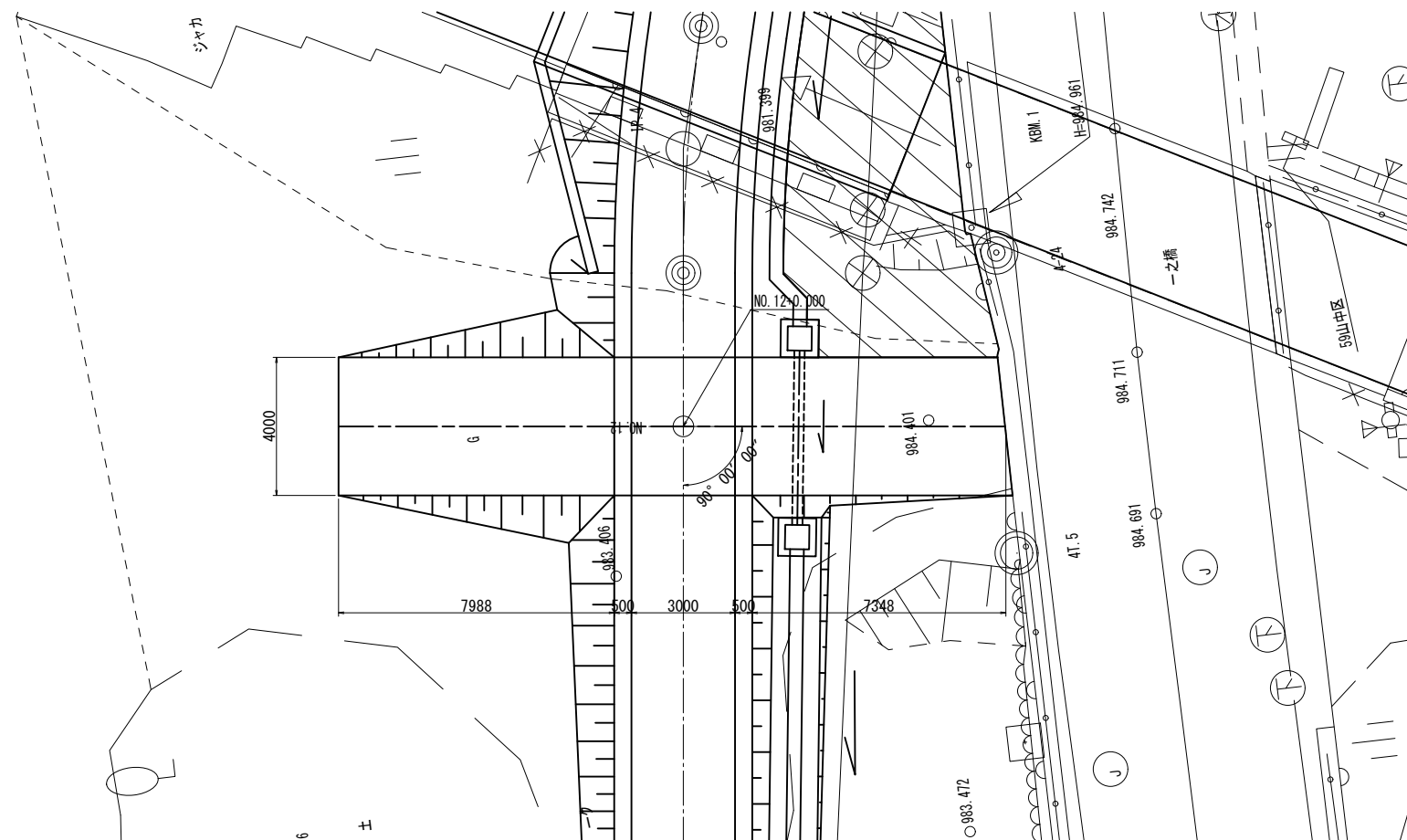
乗入工一般図(4) S=1:100
NO.12+ 0.0

側 面 図



DL=980.00m

平面图

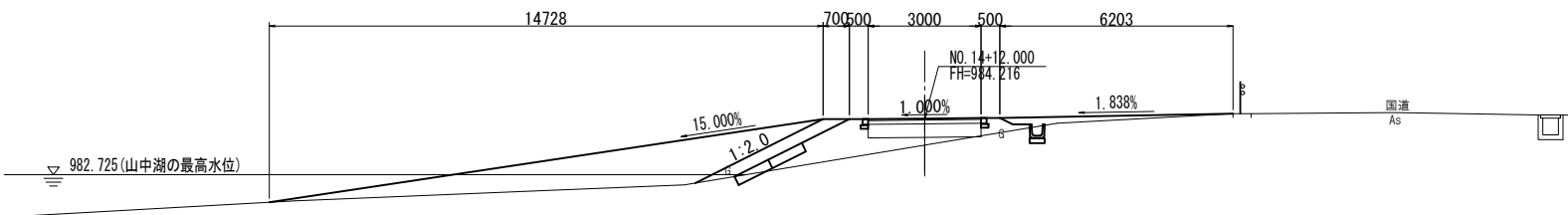


工 事 名	R8国道138号山中湖自転車歩行者道設置他工事		
図 面 名	乗入工一般図(4)		
縮 尺	1:100	図面番号	28 の 21
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	大日本ダイヤコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

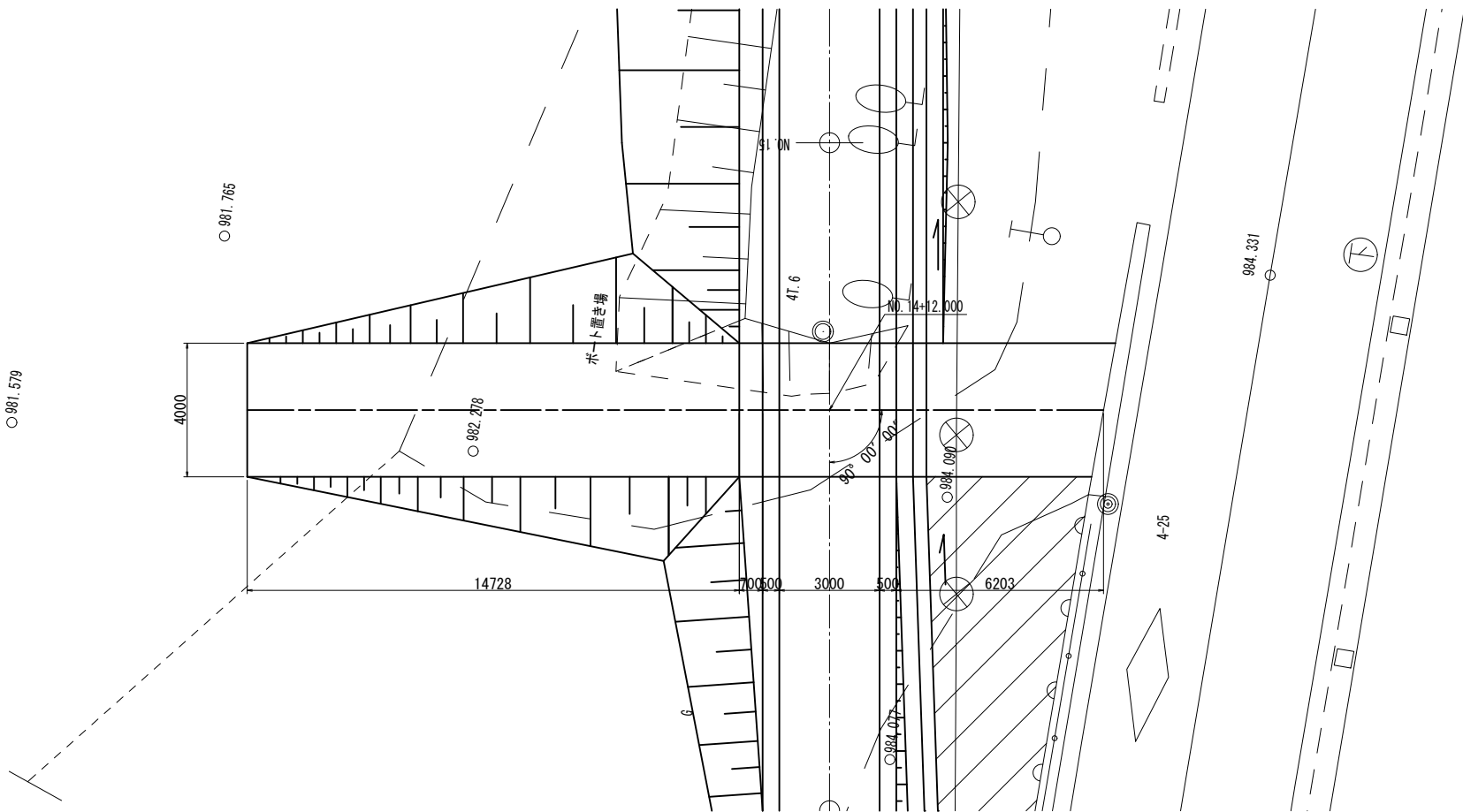
乗入工一般図(5) S=1:100
NO. 14+12.0

側面図
S=1:100



DL=980.00m

平面図
S=1:100

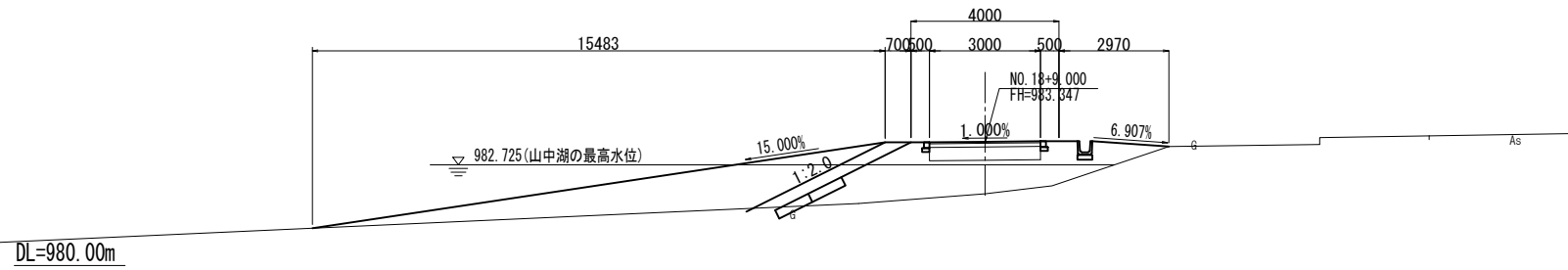


※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

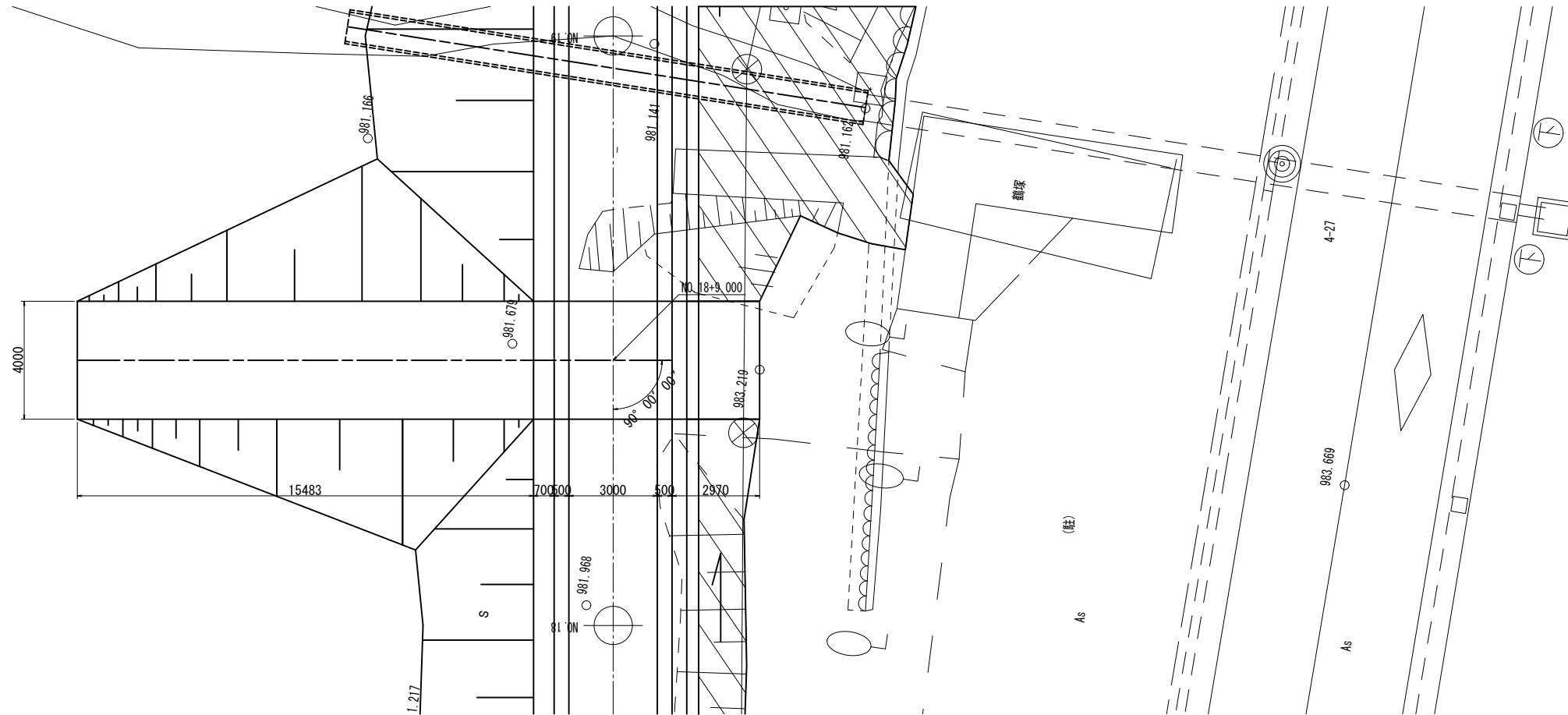
工 事 名	R8国道138号山中湖自転車歩行者道設置他工事		
図 面 名	乗入工一般図(5)		
縮 尺	1:100	図面番号	28 の 22
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	大日本ダイヤコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

乗入工一般図(6) S=1:100
NO.18+ 9.0

側面図



平面図



※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R8国道138号山中湖自転車歩行者道設置他工事		
図 面 名	乗入工一般図(6)		
縮 尺	1:100	図面番号	28 の 23
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	大日本ダイヤコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

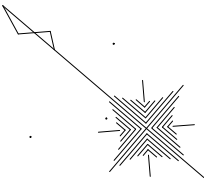
撤去工平面図(1) S=1:500

凡 例

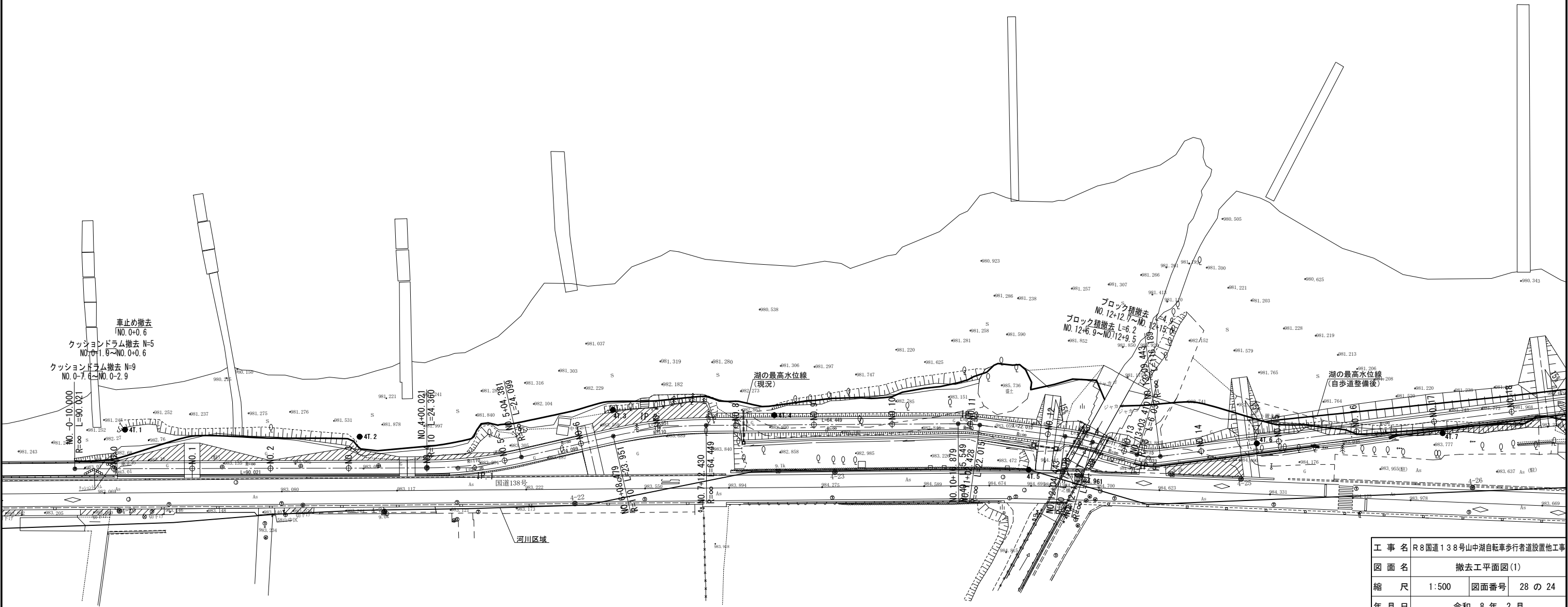
(山中湖の最高水位線)

—— 現 況

—— 自歩道整備後



工事起点
NO. 0-10.0



※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R8国道138号山中湖自転車歩行者道設置他工事		
図 面 名	撤去工平面図(1)		
縮 尺	1:500	図面番号	28 の 24
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	大日本ダイヤコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

撤去工平面図(2) S=1:500

凡 例
(山中湖の最高水位線)

— 現 況

—— 自歩道整備後

工事終点
NO. 19+0.0

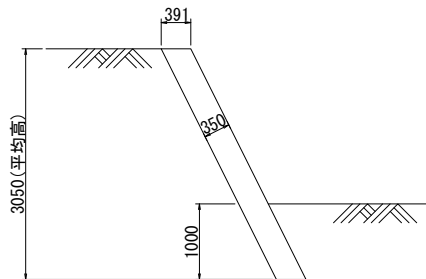
工 事 名	R8国道138号山中湖自転車歩行者道設置他工事		
図 面 名	撤去工平面図(2)		
縮 尺	1:500	図面番号	28 の 25
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	大日本ダイヤコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

撤去工構造図 S=1:50

ブロック積撤去

NO. 12+10.0付近
(一の堀)

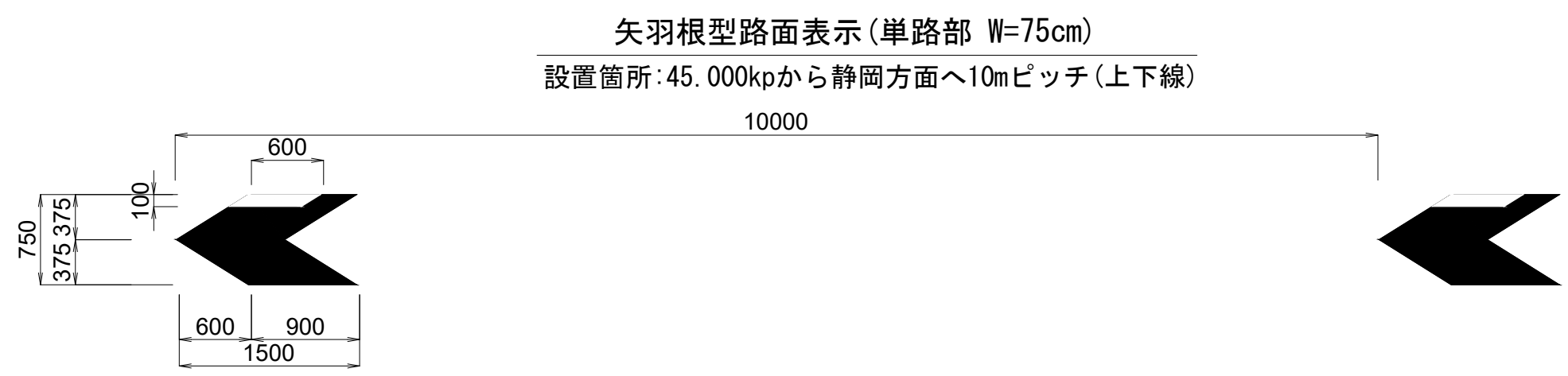


材 料 表

種 別	規格・寸法	単位	数 量	摘 要
左 側		m	6.2	
コンクリート	$\sigma_{ck}=18N/mm$	m ³	7.39	
右 側		m	4.9	
コンクリート	$\sigma_{ck}=18N/mm$	m ³	5.84	

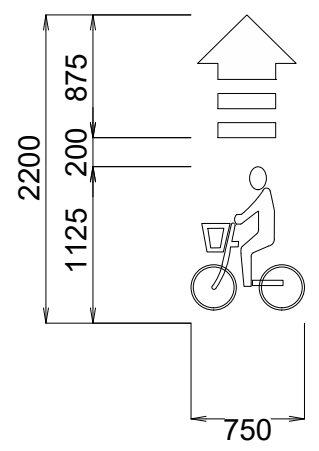
※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R8国道138号山中湖自転車歩行者道設置他工事		
図 面 名	撤去工構造図		
縮 尺	1:50	図面番号	28 の 26
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	大日本ダイヤコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		



ピクトグラム

設置箇所:45.000kpから静岡方面へ50mピッチ(上下線)



※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R8国道138号山中湖自転車歩行者道設置他工事		
図 面 名	自転車通行環境整備構造物詳細図		
縮 尺	1:25	図面番号	28 の 27
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	株式会社 片平新日本技研		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		